

< 参 考 資 料 >

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	区民相談に関する業務			
主管部課名	総務部区政相談課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	変更	令和7年4月1日	
○	外部委託	新規	令和7年4月1日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
	電算入力		令和 年 月 日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	従来、区における区民相談の多言語対応は、英語、中国語、韓国語が中心であったが、近年、在留資格を持つネパールやベトナムなどの外国籍住民が増えている。この傾向に対応するためネパール語の相談を拡充(回数増)するとともに、ベトナム語による相談を予約制で対応する。加えて、アフリカ系外国籍区民の相談のためフランス語も予約制で対応することとする。 これら外国語による相談を確実にを行うため、区政相談課と一般財団法人杉並区交流協会との協定に基づき、外国語相談事業を実施する。 相談事業では継続的相談や担当者間の情報の共有を図るため、担当者において相談者の氏名、住所、電話番号及び相談内容、処理状況の個人情報を取得することから外部委託として取扱う。 なお、メールでの相談に対応するため、メールアドレスを新たに取得する。 【個人情報の保有等】 「メールアドレス」を新たに保有する。 【外部委託】 外国語相談事業に係る業務について、新たに外部委託を行う。 ○事業規模 区政相談課 外国語相談件数 440件(令和5年度実績) 外国人サポートデスク 196件(令和5年度実績)			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

個人情報の保有の記録

業務の名称	区民相談		に関する業務
部課名	総務部区政相談課		
個人情報の利用目的	各種相談を処理するため		
対象となる個人の範囲	相談者とその関係者		
個人情報の取得方法	☒ 本人から取得 ☒ 本人以外から取得		
	本人以外から取得の根拠又は理由	各種相談を処理するため	
個人情報の記録の方法	☒ 文書(紙) ☐ 共有フォルダ ☐ 電子計算組織 ☐ その他:		
電子計算組織の名称 (記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		

	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
個人情報の記録の内容	氏名 住所 性別 生年月日 電話番号 メールアドレス			相談内容 処理状況	

報告

1

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	区民相談に関する業務
主管部課名	総務部区政相談課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	各種相談を処理するため

対象となる個人の範囲 (第1号)	相談者及びその関係者
---------------------	------------

No	保有する 個人情報の内 容 ※下線は 要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の 取得(第6号)
		・保有する個人情報の利用 目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報を利用 目的の達成に必要な範囲 を超えていないか。〈第3号〉	・利用目的を変更する場 合、変更前の利用目的と 相当の関連性を有すると 合理的に認められる範囲 か。〈第4号〉	・本人から直接書面(電磁的 記録を含む。)に記録された 個人情報を取得するときの利 用目的を明示する方法は何か。 (法第62条各号のいずれ かに該当する場合はその 旨)〈第5号〉	・本人以外から個人情報を取得する 根拠法令又は相当の理由は何か。 〈第6号〉
		利用目的	変更前の利用目的 との相当の関連性	利用目的を明示する 方法等	根拠法令又は相当の理由
1	メールアドレス	相談者と連絡を取るため 従事するボランティアと 連絡を取るため	無	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的 が明らかであると認められると き。)	無
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

外部委託の記録1

業務の名称	区民相談 に関する業務	
部課名	総務部区政相談課	
委託先の区分	民間事業者(外国語相談)	
委託の期間	☐ 単年度 ☒ 継続	
委託の内容	外国語相談事業に係る以下の業務 ・相談者への対応 ・相談対応記録の管理 ・従事するボランティアへの連絡調整 ・従事するボランティアへの研修実施	
再委託の内容・理由		
委託の条件	☒ 個人情報に関する秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☒ 文書 ☐ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☐ その他: 外部結合による授受	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	電話番号
4	メールアドレス
5	相談内容
6	処理状況
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告

1

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	区民相談に関する業務
主管部課名	総務部区政相談課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	各種相談を処理するため

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	相談者への対応
	イ	相談対応記録の管理
	ウ	従事するボランティアへの連絡調整
	エ	従事するボランティアへの研修実施
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
		ア	イ	ウ	エ	☑	・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○	○	○		☑	相談者への対応のため 従事するボランティアとの連絡調整のため
2	住所	○	○	○		☑	相談者への対応のため 従事するボランティアとの連絡調整のため
3	電話番号	○	○	○		☑	相談者への対応のため 従事するボランティアとの連絡調整のため
4	メールアドレス	○	○	○		☑	相談者への対応のため 従事するボランティアとの連絡調整のため
5	相談内容	○	○			☑	相談者への対応のため
6	処理状況	○	○			☑	相談者への対応のため
7						□	
8						□	
9						□	
10						□	

報告

1

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	区民相談に関する業務
主管部課名	総務部区政相談課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	各種相談を処理するため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	外国語相談に関する協定書に記載
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)<第3号	個人情報に係る特記仕様書に記載
無 ④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ>	個人情報に係る特記仕様書に記載
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ>	個人情報に係る特記仕様書に記載
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ>	個人情報に係る特記仕様書に記載
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ>	個人情報に係る特記仕様書に記載
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク>	個人情報に係る特記仕様書に記載
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ>	外国語相談に関する協定書に記載
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	個人情報に係る特記仕様書に記載
無 ⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号カ>	
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ>	個人情報に係る特記仕様書に記載
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の氏名及び情報管理体制を定め提出させる。情報管理の遵守事項について報告を求めることができるようにする。
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況について年1回以上報告を求める。遵守事項の状況を確認する
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>	原則として再委託は行わない。
無 ⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘密性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	リスク低減の方法として、相談員の連絡調整の場で事例検討を行うときは、氏名住所等の記載は削除し、個人情報が識別できないようにする。
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	毎月末の事業報告の際に当該月の相談票を打ち出し、印刷したものを事業者が直接区政相談課に届ける。

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	住宅確保要配慮者の居住支援に関する業務			
主管部課名	都市整備部住宅課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	変更	令和7年3月24日	
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
○	目的外利用	新規	令和7年3月24日	
	外部提供		令和 年 月 日	
	電算入力		令和 年 月 日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	区では、平成28年11月に杉並区居住支援協議会を設立し、アパートあっせん事業や入居支援事業を、令和5年12月には、住宅セーフティネット制度における経済的支援のうち住宅に困窮する低額所得者が低廉な家賃で入居できるよう、区から専用住宅の賃貸人に対し補助金を交付する事業（家賃低廉化事業）を実施し、居住支援に取り組んできた。 今般、住宅に困窮する低額所得者に対する安定した居住を支援するため、家賃助成制度を創設する。家賃助成制度では、当該助成金申請の前年度に区営住宅に申し込み、落選していることを助成対象の要件にしている。助成対象となりうる者（世帯）には、区から申請書等を送付する予定である。 ついては、本事業の実施に当たり、新たに個人情報の記録の内容に「公営住宅の申込及び入居状況」を追加するとともに、目的外利用記録票を追加する。 【個人情報の保有等】 「公営住宅の申込及び入居状況」を新たに記録する。 【目的外利用】 家賃助成制度の助成対象要件確認のため、区営住宅・特定優良賃貸住宅の管理に関する業務から「公営住宅の申込及び入居状況」を目的外利用する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

個人情報の保有の記録

業務の名称	住宅確保要配慮者の居住支援に関する業務	
部課名	都市整備部住宅課	
個人情報の利用目的	住宅確保要配慮者の居住支援に関する事業を実施するため	
対象となる個人の範囲	賃貸人 住宅確保要配慮者(同居親族を含む)	
個人情報の取得方法	☒ 本人から取得 ☒ 本人以外から取得	
	本人以外から取得の根拠又は理由	公営住宅の申込及び入居状況を確認するため
個人情報の記録の方法	☒ 文書(紙) ☐ 共有フォルダ ☒ 電子計算組織 ☐ その他:	
電子計算組織の名称 (記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1	住宅確保要配慮者経済的支援管理システム
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	

	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
個人情報の記録の内容	氏名 住所 生年月日 電話番号 メールアドレス 親族等の関係 住所等異動状況	収入の状況 税額等の状況 建物の状況		家族構成 扶養関係 住居の状況 住宅確保要配慮者該当区分 生活保護受給状況 支援給付受給の有無 住居確保給付金の状況 補助金の状況 申請理由 口座 公営住宅の申込及び入居状況	

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	住宅確保要配慮者の居住支援に関する業務
主管部課名	都市整備部住宅課
業務の根拠法令等	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律
利用目的(全体)	住宅確保要配慮者の居住支援に関する事業を実施するため

対象となる個人の範囲 (第1号)	賃貸人 住宅確保要配慮者(同居親族、遠隔地扶養者を含む)
---------------------	---------------------------------

No	保有する 個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉	・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉	・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉	・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉
		☒ 利用目的	☒ 変更前の利用目的との相当の関連性	☒ 利用目的を明示する方法等	☒ 根拠法令又は相当の理由
1	公営住宅の申込及び入居状況	☒ 助成対象に該当するかを確認するため。	無	無	☒ 前年度の区営住宅の入居者公募時に優遇抽選で応募し、落選等した者(世帯)へ区からプッシュ型で申請書等を送付するため。
2		☐	☐	☐	☐
3		☐	☐	☐	☐
4		☐	☐	☐	☐
5		☐	☐	☐	☐
6		☐	☐	☐	☐
7		☐	☐	☐	☐
8		☐	☐	☐	☐
9		☐	☐	☐	☐
10		☐	☐	☐	☐

目的外利用をした記録1

目的外利用をした業務の名称	(a) 住宅確保要配慮者の居住支援		に関する業務
目的外利用をした業務の利用目的	住宅確保要配慮者の居住支援に関する事業を実施するため		
目的外利用の根拠	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)		
	☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)		
	☒ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)		
目的外利用の根拠	上記の法令根拠又は相当の理由	公営住宅の申込及び入居状況を確認するため	
目的外利用の方法	☒ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 電子計算組織 ☐ その他:		
目的外利用をされた業務の名称	(b) 区営住宅・特定優良賃貸住宅の管理		に関する業務

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	公営住宅の申込及び入居状況
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	住宅確保要配慮者の居住支援に関する業務
主管部課名	都市整備部住宅課
業務の根拠法令等	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律
利用目的(全体)	住宅確保要配慮者の居住支援に関する事業を実施するため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	区営住宅・特定優良賃貸住宅の管理		
	部課名	都市整備部住宅課		
	目的外利用を行う理由	区営住宅の落選者又は区営住宅に当選し、空き室待ち登録となったが、登録期間内(毎年9月1日から翌8月31日)に住宅のあつせんがないことを確認するため		
外部提供	外部提供先の種別			
	外部提供先(詳細)			
	外部提供の方法		方法(詳細)	

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	公営住宅の申込及び入居状況	☑ 区営住宅の落選者又は区営住宅に当選し、空き室待ち登録となったが、登録期間内(毎年9月1日から翌8月31日)に住宅のあつせんがないことを確認するため	11		
2			12		
3			13		
4			14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	住宅確保要配慮者の居住支援に関する業務
主管部課名	都市整備部住宅課
業務の根拠法令等	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律
利用目的(全体)	住宅確保要配慮者の居住支援に関する事業を実施するため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠をプルダウンから選択⇒ ④【利用目的以外の目的の場合】法第69条第2項第2号 根拠 【目的外利用】 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 具体的内容 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 前年度の区営住宅の入居者公募時に優遇抽選で応募し、落選等した者(世帯)へ区からプッシュ型で申請書を送付することで、助成対象者の申請漏れを防ぐため。
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
無	⑤	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	情報基盤の管理運用に関する業務				
主管部課名	政策経営部情報管理課				
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等	
○	個人情報の保有等	新規	令和7年9月1日	杉並区電子計算組織の管理運営に関する規則	
○	外部委託	新規	令和7年9月1日	杉並区電子計算組織の管理運営に関する規則	
	指定管理		令和 年 月 日		
	労働者派遣		令和 年 月 日		
	目的外利用		令和 年 月 日		
	外部提供		令和 年 月 日		
○	電算入力	新規	令和7年9月1日	杉並区電子計算組織の管理運営に関する規則	
○	外部結合	新規	令和7年9月1日	杉並区電子計算組織の管理運営に関する規則	
案件の概要	区では、杉並区デジタル化推進計画に基づき、職員各々がライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方を選択し、より効率的・効果的に業務を行うことができるよう、庁内ネットワーク等の情報インフラの再構築に取り組むこととした。 再構築では、グループウェア等システムのクラウド化やテレワーク環境の入替のほか、庁内からの問合せ対応や運用保守監視業務をシステム事業者へ委託する。 なお、既存システムに係る登録票「グループウェアに関する業務」は、本件登録票に統合整理し、廃止することとする。 【個人情報の保有等】 情報基盤上に記録される情報は、すでに区が実施している各種業務により記録され、各業務において個人情報の保有について登録を行っている。 そのため、「情報基盤の管理運用に関する業務」では、職員等がシステムを利用するために必要なユーザー情報についてのみ登録を行う。 【外部委託】 関連システムの運用・保守・セキュリティ監視業務を外部委託する。 また、閉域モバイル回線等を通じて、委託事業者が遠隔地から作業を行うことも可能とする。 【電算入力】 職員等が関連システムを利用するためのユーザーID等を記録する。 【外部結合】 新システムを利用するため、総務省『地方公共団体におけるセキュリティポリシーガイドライン』で示されたセキュリティ対策に則り、ISMAP認証等で安全性が担保された特定クラウドサービスに限定して区のSWITCHネットワークとインターネット回線を通じて接続する(ローカルブレイクアウト)。				
	デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日			
			報告了承		
			以下のとおり		
			()		
備考					

個人情報の保有の記録

業務の名称	情報基盤の管理運用		に関する業務
部課名	政策経営部情報管理課		
個人情報の利用目的	業務用パソコン及びグループウェア等システム(以下、「情報基盤」という。)の利用者情報を管理し、全庁に供するため。		
対象となる個人の範囲	情報基盤を利用する区職員(採用予定者及び退職者を含む)及び情報基盤の操作を許可された者		
個人情報の取得方法	☒ 本人から取得 ☒ 本人以外から取得		
	本人以外から取得の根拠又は理由	・統合内部情報システム(システム共通基盤に関する業務)から人事異動データを取得 ・杉並区庁内ネットワーク等利用要領	
個人情報の記録の方法	☐ 文書(紙) ☐ 共有フォルダ ☒ 電子計算組織 ☐ その他:		
電子計算組織の名称 (記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1	情報基盤システム	
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		

	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
個人情報の記録の内容	氏名		生体認証情報		職業・勤務先
	職員番号				役職・地位
	ユーザーID				研修受講状況
	メールアドレス				システム利用権限
	端末情報				

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	情報基盤の管理運用に関する業務
主管部課名	政策経営部情報管理課
業務の根拠法令等	杉並区電子計算組織の管理運営に関する規則
利用目的(全体)	業務用パソコン及びグループウェア等システム(以下、「情報基盤」という。)の利用者情報を管理し、全庁に供するため。

対象となる個人の範囲 (第1号)	区職員(採用予定者及び退職者を含む)及び電子計算組織の操作を許可された者
---------------------	--------------------------------------

No	保有する 個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の取得 (第6号)
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉	・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉	・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉	・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉
		☒ 利用目的	☒ 変更前の利用目的との相当の関連性	☒ 利用目的を明示する方法等	☒ 根拠法令又は相当の理由
1	氏名	☒ システム利用ユーザーを特定するため。 ☒ ユーザーの氏名をシステムの表示・検索に利用するため。	☐	無	☒ 統合内部情報システム(システム共通基盤に関する業務)から人事異動データを取得 ・杉並区庁内ネットワーク等利用要領
2	職員番号	☒ システム利用ユーザーを特定するため。	☐	無	☒ 統合内部情報システム(システム共通基盤に関する業務)から人事異動データを取得 ・杉並区庁内ネットワーク等利用要領
3	ユーザーID	☒ システム利用ユーザーを特定するため。 ☒ ユーザーIDをシステムの表示・検索に利用するため。	☐	無	☒ 統合内部情報システム(システム共通基盤に関する業務)から人事異動データを取得 ・杉並区庁内ネットワーク等利用要領
4	メールアドレス	☒ 当システムにおいて、システム利用ユーザー単位の業務用メールアドレスを付与するため。	☐	無	☒ システムにより自動生成されるため
5	端末情報	☒ BYOD端末の管理で利用するため	☐	☒ 法第62条4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。)	☐
6	生体認証情報	☒ 業務用パソコンへのログイン認証に利用し、セキュリティを強化するため。	☐	☒ 法第62条4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。)	☐
7	職業・勤務先	☒ ユーザーの所属をシステムの表示・検索・権限付与に利用するため。	☐	無	☒ 統合内部情報システム(システム共通基盤に関する業務)から人事異動データを取得 ・杉並区庁内ネットワーク等利用要領
8	役職・地位	☒ ユーザーの所属をシステムの表示・検索・権限付与に利用するため。	☐	無	☒ 統合内部情報システム(システム共通基盤に関する業務)から人事異動データを取得 ・杉並区庁内ネットワーク等利用要領
9	研修受講状況	☒ セキュリティ研修等の受講状況を権限付与に利用するため。	☐	☒ 法第62条4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。)	☐
10	システム利用権限	☒ 各ユーザーのシステム利用権限を管理するため。	☐	無	☒ 統合内部情報システム(システム共通基盤に関する業務)から人事異動データを取得 ・杉並区庁内ネットワーク等利用要領

外部委託の記録1

業務の名称	情報基盤の管理運用		に関する業務
部課名	政策経営部情報管理課		
委託先の区分	民間事業者		
委託の期間	☐ 単年度 ☒ 継続		
委託の内容	情報基盤に関する保守運用業務、セキュリティ監視に関する業務		
再委託の内容・理由	・情報基盤の効率的かつ安定的な稼働を実現するために、システム保守、運用などに知識・経験のある事業者により業務の一部を再委託する。 ・情報基盤のセキュリティ維持のため、セキュリティ監視業務に知識・経験のある事業者により業務の一部を再委託する。		
委託の条件	☒ 個人情報に関する秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告	
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等	
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守	
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☒ 外部結合 ☐ その他: 外部結合による授受 外部結合の記録 1 のとおり		

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	職員番号
3	ユーザーID
4	メールアドレス
5	端末情報
6	生体認証情報
7	職業・勤務先
8	役職・地位
9	研修受講状況
10	システム利用権限
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	情報基盤の管理運用に関する業務
主管部課名	政策経営部情報管理課
業務の根拠法令等	杉並区電子計算組織の管理運営に関する規則
利用目的(全体)	業務用パソコン及びグループウェア等システム(以下、「情報基盤」という。)の利用者情報を管理し、全庁に供するため。

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	情報基盤に関するシステム保守運用業務
	イ	セキュリティ監視に関する業務
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)	・システム保守運用業務 ・セキュリティ監視業務	

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)		
							・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由	
1	氏名	○	○			☑	保守運用業務及びセキュリティ監視業務に必要なため。	
2	職員番号	○				☑	保守運用業務に必要なため。	
3	ユーザーID	○	○			☑	保守運用業務及びセキュリティ監視業務に必要なため。	
4	メールアドレス	○	○			☑	保守運用業務及びセキュリティ監視業務に必要なため。	
5	端末情報	○				☑	保守運用業務に必要なため。	
6	生体認証情報	○				☑	保守運用業務に必要なため。	
7	職業・勤務先	○				☑	保守運用業務に必要なため。	
8	役職・地位	○				☑	保守運用業務に必要なため。	
9	研修受講状況	○				☑	保守運用業務に必要なため。	
10	システム利用権限	○				☑	保守運用業務に必要なため。	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	情報基盤の管理運用に関する業務
主管部課名	政策経営部情報管理課
業務の根拠法令等	杉並区電子計算組織の管理運営に関する規則
利用目的(全体)	業務用パソコン及びグループウェア等システム(以下、「情報基盤」という。)の利用者情報を管理し、全庁に供するため。

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	仕様書に記載する
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)<第3号イ>	仕様書に記載する
無 ④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	仕様書に記載する
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	仕様書に記載する
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	仕様書に記載する
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	仕様書に記載する
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	仕様書に記載する
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	仕様書に記載する
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	委託先の一部の外部保守拠点は他顧客等の情報を扱うため、立ち入りが不可である場合がある。この場合は、書面監査等により個人情報の取扱い状況を確認する。
無 ⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	仕様書に記載する
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者の役職・氏名、情報の管理体制、従事する従業員の役職・氏名・役割等を示した管理体制図の提出を求める。
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	委託先の一部の外部保守拠点は他顧客等の情報を扱うため、立ち入りが不可である場合がある。この場合は、書面監査等により個人情報の取扱い状況を確認する。
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>	再委託する場合、事前に再委託の内容及び再委託先を提示し区の承認を得ることとしている。
無 ⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘密性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報は委託する業務に必要なものであるため、当該措置は実施しない。
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	・受託した業務で使用する個人情報は、区ネットワーク環境内でのみ使用する。 ・リモート保守は閉域回線で行い、保守の拠点及び保守作業者は限定する。

電子計算組織への記録

電子計算組織 の名称	情報基盤システム		
利用業務	No	業務名	部課名
	1	情報基盤の管理運用	政策経営部情報管理課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	職員番号
3	ユーザーID
4	メールアドレス
5	端末情報
6	生体認証情報
7	職業・勤務先
8	役職・地位
9	研修受講状況
10	システム利用権限
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	情報基盤の管理運用に関する業務
主管部課名	政策経営部情報管理課
業務の根拠法令等	杉並区電子計算組織の管理運営に関する規則
利用目的(全体)	業務用パソコン及びグループウェア等システム(以下、「情報基盤」という。)の利用者情報を管理し、全庁に供するため。

システム名	情報基盤システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	全庁に供する業務用パソコン及びグループウェア等システムの管理運用業務

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>
		☒ 電子計算組織への記録が必要な理由			☒ 電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☒ システム利用ユーザーを特定するため。 ☒ ユーザーの氏名をシステムの表示・検索に利用するため。	11		☐
2	職員番号	☒ システム利用ユーザーを特定するため。	12		☐
3	ユーザーID	☒ システム利用ユーザーを特定するため。 ☒ ユーザーIDをシステムの表示・検索に利用するため。	13		☐
4	メールアドレス	☒ 当システムにおいて、システム利用ユーザー単位の業務用メールアドレスを付与するため。	14		☐
5	端末情報	☒ BYOD端末の管理で利用するため。	15		☐
6	生体認証情報	☒ 業務用パソコンへのログイン認証に利用し、セキュリティを強化するため。	16		☐
7	職業・勤務先	☒ ユーザーの所属をシステムの表示・検索・権限付与に利用するため。	17		☐
8	役職・地位	☒ ユーザーの所属をシステムの表示・検索・権限付与に利用するため。	18		☐
9	研修受講状況	☒ セキュリティ研修等の受講状況を権限付与に利用するため。	19		☐
10	システム利用権限	☒ 各ユーザーのシステム利用権限を管理するため。	20		☐

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	情報基盤の管理運用に関する業務
主管部課名	政策経営部情報管理課
業務の根拠法令等	杉並区電子計算組織の管理運営に関する規則
利用目的(全体)	業務用パソコン及びグループウェア等システム(以下、「情報基盤」という。)の利用者情報を管理し、全庁に供するため。

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)															
・保有個人情報等を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>															
☒	①	対象者数 <第2号ア>	7000	人	☒	②	操作員数 <第2号イ>	7000	人	☒	③	操作員種別 <第2号ウ>	区職員及び区職員以外	操作員の詳細 <第2号ウ関連>	庁内ネットワーク等利用要領に定める端末操作員及びシステム運用委託事業者
☒	④	データ処理件数 <第2号エ>	不明	件	☒	⑤	操作端末種別 <第2号オ>	内部情報系端末 (switchPC)	(その他の場合) 操作端末の詳細 <第2号オ関連>				内部情報系端末そのものを含む。		
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>															
確認事項								確認事項への具体的対応・代替措置等							
☒	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など						☒	バックアップ	サーバ構築するシステム ・自動で日次増分バックアップを行う クラウド上のシステム ・サービス仕様で定められた期間バックアップが保証されている。					
								☒	データの暗号化	・クラウドサービスとの通信は暗号化されている。 また、クラウド上のデータはサービスにより暗号化されている。					
								☒	ログの取得管理	サーバ構築するシステム ・ログ管理サーバにより、操作ログ、システムログ等を記録する。 クラウド上のシステム ・サービス仕様で定められた期間、操作ログを記録する。					
								☒	パスワード認証	PC及び各種システムへのログインは、ドメインコントローラのユーザーIDとパスワードにより認証を行う。					
								無	ICカード認証						
								☒	生体認証	PCへのログイン時には、IDパスワード認証に加え、生体認証による認証を行う。					
								☒	データ持ち出し管理ソフトの導入	PCは、資産管理システムにより、媒体等へのデータ持ち出しが制限されている。					
								☒	ウイルス対策ソフトの導入	EPPに加えて、EDRを導入する。					
								☒	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバ及び主要なネットワーク機器にUPSを導入している。					
								無	(その他)						
☒	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>						管理者権限を持った職員及び運用保守事業者のみユーザー情報管理を可能とする。							
☒	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>						接続端末及びサーバは、資産管理システムにより外部媒体へのデータ出力が制限されている。							

外部結合の記録1

業務の名称	情報基盤の管理運用	に関する業務
部課名	政策経営部情報管理課	
外部結合の相手方	民間事業者(クラウドサービスプロバイダー) ※電気通信回線の接続先	
外部結合の方法	☒ LGWAN回線 ☒ インターネット回線 ☐ 専用回線: ☐ その他:	
外部結合を行う理由	業務用パソコン及びグループウェア等システム(以下、「情報基盤」という。)の利用者情報を管理し、全庁に供するため。	
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	民間事業者	
関連帳票	外部委託の記録 1	

項番	外部結合による提供をした個人情報の項目
1	氏名
2	ユーザーID
3	メールアドレス
4	端末情報
5	職業・勤務先
6	役職・地位
7	システム利用権限
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による取得をした個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	情報基盤の管理運用に関する業務
主管部課名	政策経営部情報管理課
業務の根拠法令等	杉並区電子計算組織の管理運営に関する規則
利用目的(全体)	業務用パソコン及びグループウェア等システム(以下、「情報基盤」という。)の利用者情報を管理し、全庁に供するため。

システム名	情報基盤システム
外部結合を行う業務の内容	全庁に供する業務用パソコン及びグループウェア等システムの管理運用業務

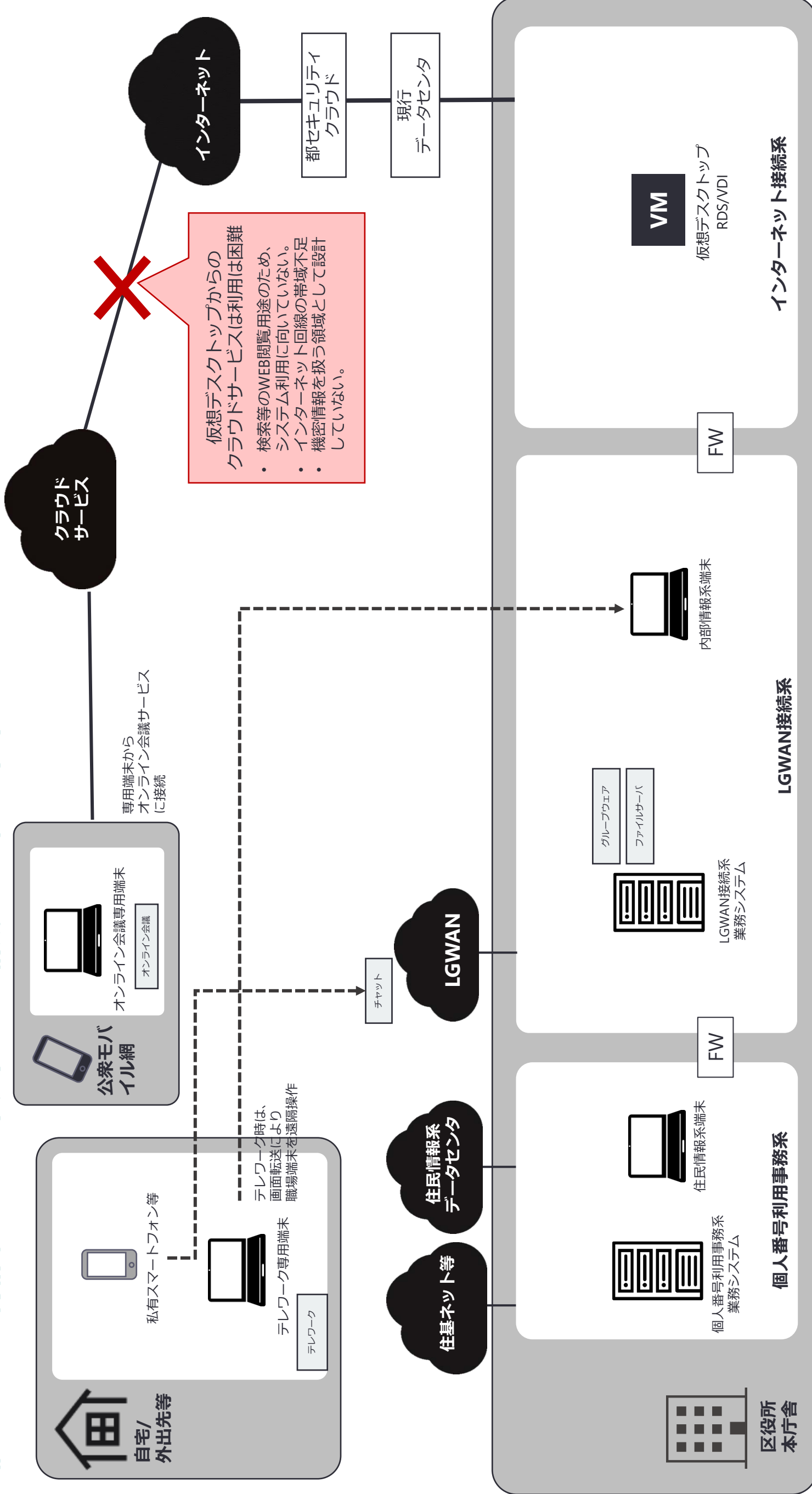
外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
1	氏名		☒	クラウドサービスのユーザー情報として登録するため。
2	ユーザーID		☒	クラウドサービスのユーザー情報として登録するため。
3	メールアドレス		☒	クラウドサービスのユーザー情報として登録するため。
4	端末情報		☒	クラウドサービスのユーザー情報として登録するため。
5	職業・勤務先		☒	クラウドサービスのユーザー情報として登録するため。
6	役職・地位		☒	クラウドサービスのユーザー情報として登録するため。
7	システム利用権限		☒	クラウドサービスのユーザー情報として登録するため。
8			☐	
9			☐	
10			☐	

自己点検表⑥-2(外部結合)

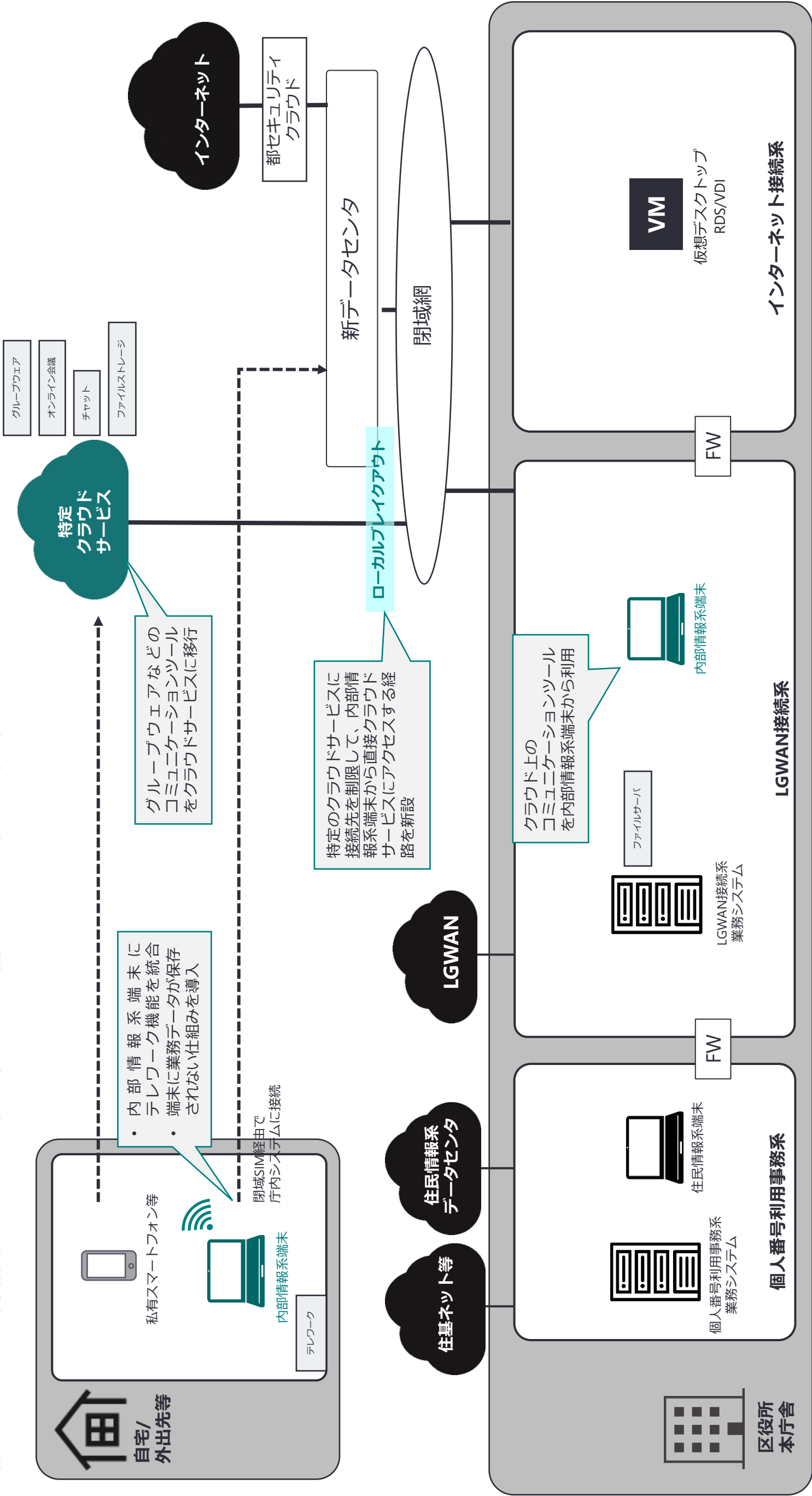
業務の名称	情報基盤の管理運用に関する業務
主管部課名	政策経営部情報管理課
業務の根拠法令等	杉並区電子計算組織の管理運営に関する規則
利用目的(全体)	業務用パソコン及びグループウェア等システム(以下、「情報基盤」という。)の利用者情報を管理し、全庁に供するため。

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
☒	①	外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連> クラウドサービスプロバイダ
☒	②	外部結合の方法<第4号>	インターネット回線	その他の場合の詳細<第4号関連>
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
☒	確認事項			確認事項への具体的対応・代替措置等
☒	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>		根拠 根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部結合による提供】保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 具体的内容 ビジネスチャットやWEB会議、電子メールなどのコミュニケーション機能やOffice機能が相互連携して動作するシステムは、クラウドサービスのみであるため。
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>		
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>		
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>		
☒	⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>		提供する個人情報は当該クラウドサービスを利用するために必要なものであるため、当該措置は実施しない。
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>		
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>		
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>		

情報インフラ再構築の概要・ネットワーク構成ほか全体像（前）



情報インフラ再構築の概要・ネットワーク構成ほか全体像（後）



杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名		生活困窮者に対する自立支援に関する業務		
主管部課名		保健福祉部杉並福祉事務所		
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
○	外部委託	変更	令和7年8月1日	生活困窮者自立支援法、(仮)杉並区ひきこもり支援推進事業実施要領
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
	電算入力		令和 年 月 日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	区はこれまでも、ひきこもりの当事者・家族へ相談支援を生活困窮者自立支援法にもとづく自立相談支援機関(くらしのサポートステーション)において行ってきた。 令和7年度から、ひきこもりに特化した専門の窓口を立ち上げ、「ひきこもり支援推進事業」を開始することとした。 本事業はプロポーザルにより選定した事業者へ委託して行う。来所・訪問・オンラインでの対面相談のほか、電話・メール・LINEによる非対面相談がメインになる想定である。 LINEによる相談は、個人情報流出を防止する観点から、総務省ガイドラインをふまえ、LINEヤフー社が仕様確認をした相談システムを、事業者が導入して行うものである。 【外部委託】 委託項目に変更なし。委託事業者が取得した個人情報を保管するサーバーやクラウドのメンテナンス等をクラウドサービス提供事業者が行う必要があるため、再委託を行う。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果		令和 年 月 日		
		報告了承		
		以下のとおり		
		()		
備考				

外部委託の記録

業務の名称	生活困窮者に対する自立支援に関する業務	
部課名	保健福祉部杉並福祉事務所	
委託先の区分	民間事業者(社会福祉法人等)	
委託の期間	☐ 単年度 ☒ 継続	
委託の内容	・生活困窮者対象の相談支援窓口において、自立相談支援(自立支援計画作成等)、住居確保給付金の受付及び家計相談支援の実施。 ・円滑な連携支援のため、各関係機関を招集した「支援調整会議」の運営。	
再委託の内容・理由	委託事業者が取得した個人情報を保管するサーバーやクラウドのメンテナンス等をクラウドサービス提供事業者が行う必要があるため。	
委託の条件	☒ 個人情報に関する秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☒ 文書 ☒ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☐ その他: 外部結合による授受	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	続柄
6	電話番号
7	預貯金・不動産等保有資産の状況
8	収入
9	所得状況
10	家計管理の状況
11	生命保険等加入状況
12	金融機関等借入れ状況
13	日常資金貸付等の申請状況
14	金融機関名・口座番号
15	身体及び精神的健康状態
16	通院歴
17	生活保護歴
18	年金受給状況
19	他法他施策での受給状況
20	相談の内容
21	世帯の暮らし向き
22	生育歴・生活歴
23	子どもの成育状況
24	家族構成
25	扶養関係

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	住環境
27	家賃等住居に関すること
28	趣味・嗜好
29	資格・特技
30	希望進学先
31	希望職種・希望業種
32	学歴
33	学業成績
34	職歴
35	過去の就労活動(訓練)歴
36	現在勤務先
37	子どもの通学状況(学校名・学年)
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	生活困窮者に対する自立支援に関する業務
主管部課名	保健福祉部杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	生活困窮者自立支援法、(仮)杉並区ひきこもり支援推進事業実施要領
利用目的(全体)	相談支援業務において、相談者に対する具体的な自立支援内容を計画し、本人のニーズに適合した支援を提供していくため。

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	ひきこもり当事者・家族の相談にのり、相談継続に備えた記録を作成すること
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)	入手した個人情報を保管するサーバーやクラウドのメンテナンス等	

No	委託先等に取り扱わせる 保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託先等が取扱う 保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
		ア	イ	ウ	エ	☑	・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○				☑	継続的な相談支援のため
2	住所	○				☑	継続的な相談支援のため
3	性別	○				☑	継続的な相談支援のため
4	生年月日	○				☑	継続的な相談支援のため
5	続柄	○				☑	継続的な相談支援のため
6	電話番号	○				☑	継続的な相談支援のため
7	預貯金・不動産 等保有資産の状 況	○				☑	継続的な相談支援のため
8	収入	○				☑	継続的な相談支援のため
9	所得状況	○				☑	継続的な相談支援のため
10	家計管理の状況	○				☑	継続的な相談支援のため

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報		委託先等が取扱う保有 個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉	
		No		ア	イ	ウ	エ
11	生命保険等加入 状況	○				☑	継続的な相談支援のため
12	金融機関等借入 れ状況	○				☑	継続的な相談支援のため
13	日常資金貸付等 の申請状況	○				☑	継続的な相談支援のため
14	金融機関名・口 座番号	○				☑	継続的な相談支援のため
15	身体及び精神的 健康状態	○				☑	継続的な相談支援のため
16	通院歴	○				☑	継続的な相談支援のため
17	生活保護歴	○				☑	継続的な相談支援のため
18	年金受給状況	○				☑	継続的な相談支援のため
19	他法他施策での 受給状況	○				☑	継続的な相談支援のため
20	相談の内容	○				☑	継続的な相談支援のため
21	世帯の暮らし向き	○				☑	継続的な相談支援のため
22	生育歴・生活歴	○				☑	継続的な相談支援のため
23	子どもの成育状 況	○				☑	継続的な相談支援のため
24	家族構成	○				☑	継続的な相談支援のため

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報		委託先等が取扱う保有 個人情報 (業務別)					1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
							・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉	
		No		ア	イ	ウ	エ	☑
25	扶養関係	○					☑	継続的な相談支援のため
26	住環境	○					☑	継続的な相談支援のため
27	家賃等住居に関する こと	○					☑	継続的な相談支援のため
28	趣味・嗜好	○					☑	継続的な相談支援のため
29	資格・特技	○					☑	継続的な相談支援のため
30	希望進学先	○					☑	継続的な相談支援のため
31	希望職種・希望 業種	○					☑	継続的な相談支援のため
32	学歴	○					☑	継続的な相談支援のため
33	学業成績	○					☑	継続的な相談支援のため
34	職歴	○					☑	継続的な相談支援のため
35	過去の就労活動 (訓練) 歴	○					☑	継続的な相談支援のため
36	現在勤務先	○					☑	継続的な相談支援のため
37	子どもの通学状 況(学校名・学 年)	○					☑	継続的な相談支援のため
38							□	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	生活困窮者に対する自立支援に関する業務
主管部課名	保健福祉部杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	生活困窮者自立支援法、(仮) 杉並区ひきこもり支援推進事業実施要領
利用目的(全体)	ひきこもり状態にある当事者、その家族に必要な支援を行い、福祉の増進を図るため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。))である場合も同様とする。)<第3号イ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。仕様書に個人情報の管理の状況についての検査に関する事項を記載する。
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	履行評価にあわせて、年2回実地検査を行う。
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱う保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑯の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>	サーバーないしクラウドでの個人情報の保管がある。このメンテナンス等を事業者が自ら行うことはできないので、これらについてLINE相談システムの提供者(ベンダー)に再委託する形となる。このため第7号に定める措置を講じる。具体的には個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報はすべて委託する業務に必要なものであるため、当該措置は実施しない。
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	日常業務では個人情報の授受はない。特別な事態において委託先と情報の共有を図る場合は、第9号の措置を行う。

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	杉並区立ドッグラン広場におけるドッグラン運営に関する業務			
主管部課名	杉並保健所生活衛生課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	変更	令和7年6月1日	
○	外部委託	変更	令和7年6月1日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
○	目的外利用	新規	令和7年6月1日	
	外部提供		令和 年 月 日	
	電算入力		令和 年 月 日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	令和6年3月末にドッグラン広場がオープンして以降、利用規約等を記載した横断幕を留めている結束バンドの切断事案が複数回発生しているため、「杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例」に基づき防犯カメラを設置する。 また、ドッグラン広場では飼い主等と犬の安全及び円滑なドッグラン運営のために利用規約を設けており、利用者等に周知を行っているが、違反行為が発生しており、事故発生等の懸念が生じている。委託事業者が定期的に巡回しているが、現地に常駐できないため状況が把握できない場合がある。そのため、防犯カメラの映像を利用規約違反行為の状況確認及び事故防止対策・対応に利用する。 設置場所:杉並区立ドッグラン広場(和田堀公園内) 街路灯に2台設置予定 【個人情報の保有等】 カメラに記録する施設利用者の容姿を新たに保有するため、本人以外収集の根拠を追加するとともに、個人情報の記録の内容に「容姿」「利用状況」を追加する。 【外部委託】 カメラに記録された映像を管理するため、委託先が取り扱う保有個人情報の項目に「容姿」「利用状況」を追加する。 【目的外利用】 防犯カメラの設置及び利用に関する業務で収集する「容ぼう・姿態」を新たに目的外利用する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

個人情報保有の記録

業務の名称	杉並区立ドッグラン広場におけるドッグラン運営		に関する業務
部課名	杉並保健所生活衛生課		
個人情報の利用目的	ドッグラン広場の運営を行うため		
対象となる個人の範囲	ドッグランの利用をする犬及び犬の飼い主(所有者又は管理する者)等		
個人情報の取得方法	☒ 本人から取得 ☒ 本人以外から取得		
	本人以外から取得の根拠又は理由	利用規約違反行為の状況確認及び事故防止対策・対応のために防犯カメラで撮影するため	
個人情報の記録の方法	☒ 文書(紙) ☐ 共有フォルダ ☒ 電子計算組織 ☐ その他:		
電子計算組織の名称 (記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1	杉並区立ドッグラン広場利用登録システム	
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		

個人情報 の記録 の内容	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名 年齢 住所 電話番号	犬に関する情報	容姿		利用状況

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	杉並区立ドッグラン広場におけるドッグラン運営に関する業務
主管部課名	杉並保健所生活衛生課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	ドッグラン広場の運営を行うため

対象となる個人の範囲 (第1号)	ドッグランの利用をする犬及び犬の飼い主(所有者又は管理する者)等
---------------------	----------------------------------

No	保有する 個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉	・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉	・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉	・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉
		☒ 利用目的	☒ 変更前の利用目的との相当の関連性	☒ 利用目的を明示する方法等	☒ 根拠法令又は相当の理由
1	容姿	☒ 利用規約違反行為の状況確認及び事故防止対策・対応のため	☐	☐	☒ 利用規約違反行為の状況確認及び事故防止対策・対応のために防犯カメラで撮影するため
2	利用状況	☒ 利用規約違反行為の状況確認及び事故防止対策・対応のため	☐	☐	☒ 利用規約違反行為の状況確認及び事故防止対策・対応のために防犯カメラで撮影するため
3		☐	☐	☐	☐
4		☐	☐	☐	☐
5		☐	☐	☐	☐
6		☐	☐	☐	☐
7		☐	☐	☐	☐
8		☐	☐	☐	☐
9		☐	☐	☐	☐
10		☐	☐	☐	☐

外部委託の記録1

業務の名称	杉並区立ドッグラン広場におけるドッグラン運営		に関する業務
部課名	杉並保健所生活衛生課		
委託先の区分	公益財団法人・民間事業者等		
委託の期間	☐ 単年度 ☒ 継続		
委託の内容	ドッグラン運営に係る業務		
再委託の内容・理由			
委託の条件	☒ 個人情報に関する秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告	
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等	
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守	
個人情報の授受の方法	☒ 閲覧 ☐ 文書 ☒ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☒ その他：電子メール		
	外部結合による授受		

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	年齢
3	住所
4	電話番号
5	犬に関する情報
6	容姿
7	利用状況
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	杉並区立ドッグラン広場におけるドッグラン運営に関する業務
主管部課名	杉並保健所生活衛生課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	ドッグラン広場の運営を行うため

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	ドッグラン運営に係る業務
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☒	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	容姿	○				☒	利用規約違反行為の状況確認及び事故防止対策・対応のため
2	利用状況	○				☒	利用規約違反行為の状況確認及び事故防止対策・対応のため
3						☐	
4						☐	
5						☐	
6						☐	
7						☐	
8						☐	
9						☐	
10						☐	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	杉並区立ドッグラン広場におけるドッグラン運営に関する業務
主管部課名	杉並保健所生活衛生課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	ドッグラン広場の運営を行うため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
無 ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	
無 ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)<第3号イ>	
無 ④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
無 ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	
無 ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	
無 ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	
無 ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	
無 ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	
無 ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	
無 ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	
無 ⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	
無 ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ>	
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
無 ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	
無 ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	
無 ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑯の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>	
無 ⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
無 ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘密性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	
無 ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

目的外利用をした記録1

目的外利用をした業務の名称	(a) 杉並区立ドッグラン広場におけるドッグラン運営		に関する業務
目的外利用をした業務の利用目的	ドッグラン広場の運営を行うため		
目的外利用の根拠	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)		
	☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)		
	☒ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)		
目的外利用の方法	上記の法令根拠又は相当の理由	利用規約違反行為の状況確認及び事故防止対策・対応のため	
目的外利用の方法	☒ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 電子計算組織 ☐ その他:		
目的外利用をされた業務の名称	(b) 防犯カメラの設置及び利用		に関する業務

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	容ぼう・姿態
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	杉並区立ドッグラン広場におけるドッグラン運営に関する業務
主管部課名	杉並保健所生活衛生課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	ドッグラン広場の運営を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	防犯カメラの設置及び利用			
	部課名	各課共通			
	目的外利用を行う理由	利用規約違反行為の状況確認及び事故防止対策・対応のため			
外部提供	外部提供先の種別				
	外部提供先(詳細)				
	外部提供の方法			方法(詳細)	

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	容ぼう・姿態	☑ 利用規約違反行為の状況確認及び事故防止対策・対応のため	11		
2			12		
3			13		
4			14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	杉並区立ドッグラン広場におけるドッグラン運営に関する業務
主管部課名	杉並保健所生活衛生課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	ドッグラン広場の運営を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠 根拠をプルダウンから選択⇒ ④【利用目的以外の目的の場合】法第69条第2項第2号 【目的外利用】 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 具体的内容 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 利用規約違反行為の状況確認及び事故防止対策・対応のため
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
無	⑤	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	ごみ・資源等の収集・回収に関する業務			
主管部課名	環境部杉並清掃事務所			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	変更	令和7年10月1日	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
○	外部委託	変更	令和7年10月1日	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
○	電算入力	変更	令和7年10月1日	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
○	外部結合	変更	令和7年10月1日	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
案件の概要	粗大ごみの収集申込をインターネット受付で行う際の粗大ごみ処理手数料の支払いに、クレジットカードなどによる電子決済サービスを導入し、申し込みから支払いまでをオンライン化することで、区民の利便性の向上を図る。 粗大ごみに関して、コールセンター及び収集事業者と情報共有する必要があるため、必要な個人情報を提供する。 【個人情報の保有】 「手数料の納付方法」及び「手数料の納付状況」を追加する。 【外部委託】 民間事業者(コールセンター)に対する委託項目に「手数料の納付方法」及び「手数料の納付状況」、民間事業者(収集事業者)に対する委託項目に「手数料の納付方法」を追加する。 【電算入力】 「手数料の納付方法」「手数料の納付状況」を追加する。 【外部結合】 民間事業者(コールセンター)に対する外部結合による提供項目に「手数料の納付方法」及び「手数料の納付状況」、民間事業者(収集事業者)に対する外部結合による提供項目に「手数料の納付方法」を追加する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

個人情報の保有の記録

業務の名称	ごみ・資源等の収集・回収		に関する業務
部課名	環境部杉並清掃事務所		
個人情報の利用目的	ごみ・資源等の収集・回収を行なうため		
対象となる個人の範囲	ごみ集積所を利用する区民・事業者及びごみ集積所の管理を行う者・事業者、その他ごみ等収集処理申込者		
個人情報の取得方法	☒ 本人から取得 ☐ 本人以外から取得		
	本人以外から取得の根拠又は理由		
個人情報の記録の方法	☒ 文書(紙) ☐ 共有フォルダ ☒ 電子計算組織 ☐ その他:		
電子計算組織の名称 (記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1	粗大ごみ申告受付システム	
	2	電子申請システム(廃棄物管理責任者選任届)	
	3	電子申請システム(事業用大規模建築物における再利用計画書)	
	4	地理情報システム	
	5		
	6		

	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
個人情報の記録の内容	氏名	収入の状況		家族構成	日常生活動作の範囲
	住所	土地の状況		ごみ内容・手数料	職業
	生年月日	建物の状況		生活保護受給状況	勤務先
	続柄	り災状況		住居の状況	役職
	電話番号	口座番号		相談の内容	ボランティア活動の内容
	印影			使用集積所	
	メールアドレス			要望・苦情の内容	
				指導状況	
				協議の経過	
				相談事例の内容	
			支援計画の内容		
			手数料減免理由		
			車両番号		
			手数料の納付方法		
			手数料の納付状況		

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	ごみ・資源等の収集・回収に関する業務
主管部課名	環境部杉並清掃事務所
業務の根拠法令等	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
利用目的(全体)	ごみ・資源等の収集・回収を行なうため

対象となる個人の範囲 (第1号)	ごみ集積所を利用する区民・事業者及びごみ集積所の管理を行う者・事業者、その他ごみ等 収集処理申込者
---------------------	--

No	保有する 個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉	・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉	・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉	・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉
		☒ 利用目的	☒ 変更前の利用目的との相当の関連性	☒ 利用目的を明示する方法等	☒ 根拠法令又は相当の理由
1	手数料の納付方法	☒ ごみ等の収集を受ける者を管理するため	無	☒ 法第62条4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。)	無
2	手数料の納付状況	☒ ごみ等の収集を受ける者を管理するため	無	☒ 法第62条4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。)	無
3		☐	☐	☐	☐
4		☐	☐	☐	☐
5		☐	☐	☐	☐
6		☐	☐	☐	☐
7		☐	☐	☐	☐
8		☐	☐	☐	☐
9		☐	☐	☐	☐
10		☐	☐	☐	☐

外部委託の記録3

業務の名称	ごみ・資源等の収集・回収		に関する業務
部課名	環境部杉並清掃事務所		
委託先の区分	民間事業者(コールセンター)		
委託の期間	☐ 単年度 ☒ 継続		
委託の内容	粗大ごみの受付業務		
再委託の内容・理由			
委託の条件	☒ 個人情報に関する秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告	
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等	
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守	
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☒ 外部結合 ☐ その他: 外部結合による授受 外部結合の記録 1 のとおり		

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	電話番号
4	電子メールアドレス
5	粗大ごみの内容・量
6	手数料減免事由
7	建物の状況
8	手数料
9	区内地図
10	収集状況
11	要望・苦情の内容
12	手数料の納付方法
13	手数料の納付状況
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	ごみ・資源等の収集・回収に関する業務
主管部課名	環境部杉並清掃事務所
業務の根拠法令等	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則
利用目的(全体)	ごみ・資源等の収集・回収を行なうため

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	粗大ごみの受付業務
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	手数料の納付方法	○				☑	粗大ごみの受付における内容を把握し、状況に応じて個別対応するため
2	手数料の納付状況	○				☑	粗大ごみの受付における内容を把握し、状況に応じて個別対応するため
3						□	
4						□	
5						□	
6						□	
7						□	
8						□	
9						□	
10						□	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	ごみ・資源等の収集・回収に関する業務
主管部課名	環境部杉並清掃事務所
業務の根拠法令等	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
利用目的(全体)	ごみ・資源等の収集・回収を行なうため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。))である場合も同様とする。)<第3号イ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	仕様書に管理実施体制及び個人情報の管理に関する記載する。
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	行う。
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑯の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>	再委託は行わない。
無 ⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、措置は行わない。
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報の授受にあたっては、パスワードを設定し、クラウド上でのやり取りを行う。 また、操作ログ情報の確認作業を定期的に行う。

外部委託の記録4

業務の名称	ごみ・資源等の収集・回収		に関する業務
部課名	環境部杉並清掃事務所		
委託先の区分	民間事業者(ごみ収集)		
委託の期間	☐ 単年度 ☒ 継続		
委託の内容	粗大ごみの収集・運搬業務		
再委託の内容・理由			
委託の条件	☒ 個人情報に関する秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告	
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等	
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守	
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☒ 外部結合 ☐ その他: 外部結合による授受 外部結合の記録 3 のとおり		

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	電話番号
4	粗大ごみの内容(品目・量)
5	建物の状況
6	手数料
7	手数料減免理由
8	区内地図
9	収集状況
10	要望・苦情の内容
11	手数料の納付方法
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	ごみ・資源等の収集・回収に関する業務
主管部課名	環境部杉並清掃事務所
業務の根拠法令等	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則
利用目的(全体)	ごみ・資源等の収集・回収を行なうため

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	粗大ごみの収集・運搬業務
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	手数料の納付方法	○				☑	粗大ごみの収集・運搬における内容を把握し、状況に応じて個別対応するため
2						☐	
3						☐	
4						☐	
5						☐	
6						☐	
7						☐	
8						☐	
9						☐	
10						☐	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	ごみ・資源等の収集・回収に関する業務
主管部課名	環境部杉並清掃事務所
業務の根拠法令等	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
利用目的(全体)	ごみ・資源等の収集・回収を行なうため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。))である場合も同様とする。)<第3号イ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	仕様書に管理実施体制及び個人情報の管理に関する記載する。
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	行う。
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑯の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>	再委託は行わない。
無 ⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘密性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、措置は行わない。
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報の授受にあたっては、パスワードを設定し、クラウド上でのやり取りを行う。 また、操作ログ情報の確認作業を定期的に行う。

電子計算組織への記録

電子計算組織 の名称	粗大ごみ申告受付システム		
利用業務	No	業務名	部課名
	1	ごみ・資源等の収集・回収に関する業務	環境部杉並清掃事務所
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	受付番号
2	受付年月日
3	収集予定年月日
4	収集完了年月日
5	納入者氏名
6	排出納入者電話番号
7	納入者住所
8	メールアドレス
9	品目コード
10	手数料
11	減免金額
12	手数料減免承認番号
13	区内住宅地図
14	電話番号
15	ごみの形状
16	粗大ごみ等品目内容及び量
17	手数料減免理由
18	収集場所
19	収集状況
20	運び出し理由
21	運び出し下見日時
22	手数料減免承認年月日
23	申し送り事項及び連絡事項
24	申込み区分
25	手数料の納付方法

項番	記録の項目
26	手数料の納付状況
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	ごみ・資源等の収集・回収に関する業務
主管部課名	環境部杉並清掃事務所
業務の根拠法令等	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則
利用目的(全体)	ごみ・資源等の収集・回収を行なうため

システム名	粗大ごみ申告受付システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	粗大ごみ受付及び収集、臨時ごみ受付及び収集管理業務

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>
		☒ 電子計算組織への記録が必要な理由			☒ 電子計算組織への記録が必要な理由
1	手数料の納付方法	☒ 粗大ごみ受付及び収集管理業務	11		☐
2	手数料の納付状況	☒ 粗大ごみ受付及び収集管理業務	12		☐
3		☐	13		☐
4		☐	14		☐
5		☐	15		☐
6		☐	16		☐
7		☐	17		☐
8		☐	18		☐
9		☐	19		☐
10		☐	20		☐

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	ごみ・資源等の収集・回収に関する業務
主管部課名	環境部杉並清掃事務所
業務の根拠法令等	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則
利用目的(全体)	ごみ・資源等の収集・回収を行なうため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)															
・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>															
☒	①	対象者数 <第2号ア>	2700	人	☒	②	操作員数 <第2号イ>	130	人	☒	③	操作員種別 <第2号ウ>	区職員及び区職員以外	操作員の詳細 <第2号ウ関連>	区職員、コールセンター職員、収集業者職員
☒	④	データ処理件数 <第2号エ>	2700	件	☒	⑤	操作端末種別 <第2号オ>	独自調達端末(独自ネットワーク)	(その他の場合) 操作端末の詳細 <第2号オ関連>						
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>															
確認事項								確認事項への具体的対応・代替措置等							
☒	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など							☒	バックアップ	自動で日次・週次及びシステム変更等が発生した都度にバックアップを行う				
									☒	データの暗号化	データは全て暗号化されている。				
									☒	ログの取得管理	粗大システムソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を行っている。				
									☒	パスワード認証	PC等のログインに当たっては、個人のIDとパスワード認証を行う。また、総務省のパスワードガイドラインに基づき設定している				
									無	ICカード認証					
									無	生体認証					
									☒	データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員で指定したシステム管理者のみ指定されたID・パスワードでデータを取得。その場合、アクセスログが自動的に取得される。				
									☒	ウイルス対策ソフトの導入	区及び委託事業者が使用しているPCにはウイルス対策ソフトを導入している。				
									☒	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。				
									無	(その他)					
☒	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>							区職員については、技能長及び担当者のみとし、委託事業者については、委託事業者からの申し出により登録有無を区が判断し登録している。						
☒	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>							区職員で指定したシステム管理者のみ持ち出し可能。持ち出す場合は上司に確認し、持ち出し記録簿を記入する。外部への送信はできない仕様となっている。						

外部結合の記録1

業務の名称	ごみ・資源等の収集・回収	に関する業務
部課名	環境部杉並清掃事務所	
外部結合の相手方	クラウドサービス提供事業者 ※電気通信回線の接続先	
外部結合の方法	☐ LGWAN回線 ☒ インターネット回線 ☐ 専用回線: ☐ その他:	
外部結合を行う理由	粗大ごみ受付管理のため	
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	民間事業者(コールセンター)	
関連帳票	外部委託の記録 3	

項番	外部結合による提供をした個人情報の項目
1	収集状況
2	手数料の納付方法
3	手数料の納付状況
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による取得をした個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	電話番号
4	電子メールアドレス
5	粗大ごみの内容・量
6	手数料減免理由
7	建物の状況
8	手数料
9	区内地図
10	申込日・収集予定日
11	申し送り事項及び連絡事項
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	ごみ・資源等の収集・回収に関する業務
主管部課名	環境部杉並清掃事務所
業務の根拠法令等	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則
利用目的(全体)	ごみ・資源等の収集・回収を行なうため

システム名	粗大ごみ申告受付システム
外部結合を行う業務の内容	粗大ごみ受付管理業務

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
1	手数料の納付方法		☒	粗大ごみ受付業務を行うため
2	手数料の納付状況		☒	粗大ごみ受付業務を行うため
3			☐	
4			☐	
5			☐	
6			☐	
7			☐	
8			☐	
9			☐	
10			☐	

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	ごみ・資源等の収集・回収に関する業務
主管部課名	環境部杉並清掃事務所
業務の根拠法令等	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則
利用目的(全体)	ごみ・資源等の収集・回収を行なうため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
☒	①	外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連> クラウドサービス事業者
☒	②	外部結合の方法<第4号>	インターネット回線	その他の場合の詳細<第4号関連>
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
☒	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等	
☒	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>	根拠	根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部結合による提供】 保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。
			具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 粗大ごみ受付管理のため
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>		
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>		
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>		
☒	⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>	提供する個人情報は、粗大ごみ受付業務に必要な情報であるため、当該措置は講じない。	
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>		
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>		
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>		

外部結合の記録3

業務の名称	ごみ・資源等の収集・回収	に関する業務
部課名	環境部杉並清掃事務所	
外部結合の相手方	クラウドサービス提供事業者 ※電気通信回線の接続先	
外部結合の方法	☐ LGWAN回線 ☒ インターネット回線 ☐ 専用回線: ☐ その他:	
外部結合を行う理由	粗大ごみ収集の管理のため	
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	民間事業者(ごみ収集)	
関連帳票	外部委託の記録 4	

項番	外部結合による提供をした個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	電話番号
4	粗大ごみの内容・量
5	建物の状況
6	収集予定日
7	区内地図
8	ごみの形状
9	手数料減免有無
10	申込日・収集予定日
11	申し送り事項及び連絡事項
12	手数料の納付方法
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による取得をした個人情報の項目
1	収集状況
2	申し送り事項及び連絡事項
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	ごみ・資源等の収集・回収に関する業務
主管部課名	環境部杉並清掃事務所
業務の根拠法令等	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則
利用目的(全体)	ごみ・資源等の収集・回収を行なうため

システム名	粗大ごみ申告受付システム
外部結合を行う業務の内容	粗大ごみ収集管理業務

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
1	手数料の納付方法		☒	粗大ごみ収集業務を行うため
2			☐	
3			☐	
4			☐	
5			☐	
6			☐	
7			☐	
8			☐	
9			☐	
10			☐	

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	ごみ・資源等の収集・回収に関する業務
主管部課名	環境部杉並清掃事務所
業務の根拠法令等	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則
利用目的(全体)	ごみ・資源等の収集・回収を行なうため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
☒	①	外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連> クラウドサービス事業者
☒	②	外部結合の方法<第4号>	インターネット回線	その他の場合の詳細<第4号関連>
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
☒	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等	
☒	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>		根拠 根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部結合による提供】保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。 具体的内容 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】粗大ごみ収集の管理のため
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>		
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>		
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>		
☒	⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>		提供する個人情報は、粗大ごみ収集業務に必要な情報であるため、当該措置は講じない。
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>		
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>		
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>		

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	スポーツ教室に関する業務			
主管部課名	区民生活部スポーツ振興課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
○	外部委託	新規	令和7年6月2日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
	電算入力		令和 年 月 日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	区が実施する各種スポーツ教室のうち、障害者を対象とする一部の事業については、参加者の希望に応じて参加者の自宅等から会場までバス等で送迎を行っている。現在、送迎に当たっては参加者の本人確認や緊急時の連絡のため、主管課職員が同乗しているが、このたび、送迎する際の本人確認や運行計画の作成補助等、個人情報の取扱いを含めた業務を一貫して民間事業者に委託することとした。委託により指揮命令系統を一本化することで、緊急時により適切な参加者の安全確保を図ることが可能となる。また、職員の同乗が不要となり、事務負担の軽減に繋がる。 【外部委託】 送迎する際の本人確認、運行計画の作成補助、事前の運行経路及び送迎場所の確認・調整の業務について、新たに外部委託を行う。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

外部委託の記録

業務の名称	スポーツ教室		に関する業務
部課名	区民生活部スポーツ振興課		
委託先の区分	民間事業者		
委託の期間	☐ 単年度 ☒ 継続		
委託の内容	教室参加者の本人確認 区が指定する場所から教室会場へ参加者(障害者)の送迎 運行計画の作成補助 事前の運行経路及び送迎場所の確認・調整		
再委託の内容・理由			
委託の条件	☒ 個人情報に関する秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告	
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等	
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守	
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☒ その他: 電子メール 外部結合による授受		

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	電話番号
4	障害の程度
5	補装具の種類
6	本人との関係
7	申請内容
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	スポーツ教室に関する業務
主管部課名	区民生活部スポーツ振興課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	各種スポーツ教室を実施するため

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	教室参加者の本人確認
	イ	区が指定する場所から会場へ参加者(障害者)の送迎
	ウ	運行計画の作成補助
	エ	事前の運行経路及び送迎場所の確認・調整
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☒	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	☐	☐	☐	☐	☒	送迎時に教室参加者の本人確認、運行計画の作成補助、事前の運行経路及び送迎場所の確認・調整をするため。
2	住所	☐	☐	☐	☐	☒	運行計画の作成補助、事前の運行経路及び送迎場所の確認・調整をするため。
3	電話番号	☐	☐			☒	送迎時の緊急連絡先として使用するため。
4	障害の程度	☐	☐	☐	☐	☒	運行計画の作成補助、事前の運行経路及び送迎場所の確認・調整や、送迎時の車両選定や座席スペースの確保に必要なため。
5	補装具の種類	☐	☐	☐	☐	☒	運行計画の作成補助、事前の運行経路及び送迎場所の確認・調整や、送迎時の車両選定や座席スペースの確保に必要なため。
6	本人との関係	☐	☐			☒	送迎時に付添者の本人確認をするため。
7	申請内容	☐	☐	☐	☐	☒	送迎時に教室参加者の本人確認、運行計画の作成補助、事前の運行経路及び送迎場所の確認・調整をするため。
8						☐	
9						☐	
10						☐	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	スポーツ教室に関する業務
主管部課名	区民生活部スポーツ振興課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	各種スポーツ教室を実施するため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)<第3号イ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。仕様書に個人情報の管理の状況についての検査に関する事項を記載する。
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	年1回、書面による報告を行うことを予定している。
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>	再委託は発生しない。
無 ⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報はすべて業務に必要なものであるため、当該措置は実施しない。
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報の授受に当たっては、パスワードを設定した電子メールにより行うこととする。

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	空家等対策の推進に関する業務			
主管部課名	都市整備部住宅課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	変更	令和7年5月27日	
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
○	目的外利用	新規	令和7年5月27日	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
	外部提供		令和 年 月 日	
	電算入力		令和 年 月 日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	適切な管理がなされない空家等は、倒壊の危険や公衆衛生、景観の悪化など、地域に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、区では、令和5年5月に「杉並区空家等対策計画」を改定し、総合的な空家等対策の取り組みを進めてきた。 令和6年度に行った「杉並区空家実態調査」によると、空き家になる理由として3番目に多い理由が「高齢者福祉施設・病院等に入所・入院」だが、住民票を異動していない場合、当課で居所の特定ができないため、所有者へ連絡が取れずその後の対応が進められないという課題がある。 この点について、国土交通省等より、令和5年3月30日付「空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項に基づく福祉部局等がその事務のために利用する目的で保有する情報の内部利用について(情報提供)」があり、その中で区市町村の福祉部局等がその事務のために利用する目的で保有する情報のうち、空家等の所有等に関する情報を空家等施策担当部局へ提供することは地方公務員法第34条の守秘義務に抵触しない旨の通知があった。 この情報提供を受け、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項を根拠として関係部署から空家所有者の居所等に係る情報を目的外利用し、空家所有者との連絡を行い、空家等の適正な管理を図ることとする。 【個人情報の保有等】 「住所等異動状況」等3項目を新たに保有する。 【目的外利用】 住民登録地以外の居所及び入所・入院状況に関する情報を、法令に基づき保健福祉関連7業務から新たに目的外利用する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

個人情報の保有の記録

業務の名称	空家等対策の推進		に関する業務
部課名	都市整備部住宅課、建築課、環境部環境課		
個人情報の利用目的	空家等実態調査を実施するため 老朽危険空家の除却工事費の助成を行うため 空家等の利活用を推進するため 老朽化した建築物の是正指導及び処分を行うため 環境上問題のある空家等の是正指導及び処分を行うため		
対象となる個人の範囲	空家等の所有者・管理者・陳情者・相続人・その他関係人 助成金交付対象者		
個人情報の取得方法	☒ 本人から取得 ☒ 本人以外から取得		
	本人以外から取得の根拠又は理由	建築基準法第10条 空家等対策の推進に関する特別措置法第9条、第10条 行政代執行法第6条	
個人情報の記録の方法	☒ 文書(紙) ☐ 共有フォルダ ☒ 電子計算組織 ☐ その他:		
電子計算組織の名称 (記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1	空家等対策データベースシステム	
	2	空家等行政代執行費用徴収管理システム	
	3	空家等利活用相談窓口記録システム	
	4		
	5		
	6		

	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
個人情報の記録の内容	氏名	建物の状況	障害の状況	住居の状況	職業
	住所	土地の状況	健康状態	物件の維持管理状況	勤務先
	電話番号	税額等の状況	傷病等の状況	家族構成	職歴
	性別	資産の状況	診断結果の状況	要望・苦情の内容	役職・地位
	生年月日	収入の状況		相談の内容	
	本籍			指導・処遇の状況	
	国籍			処分の状況	
	続柄			申請の内容	
	後見人・保佐人			助成の状況	
	住所等異動状況			口座	
			扶養関係		
			支出の状況		
			生活保護受給の有無		
			り災の状況		
			保険加入状況		
			入所・入院の状況		

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	空家等対策の推進に関する業務
主管部課名	都市整備部住宅課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	老朽化した建築物の是正指導及び処分を行うため

対象となる個人の範囲 (第1号)	空家等の所有者・管理者・相続人・その他関係人
---------------------	------------------------

No	保有する 個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉	・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉	・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉	・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉
		☒ 利用目的	☒ 変更前の利用目的との相当の関連性	☒ 利用目的を明示する方法等	☒ 根拠法令又は相当の理由
1	後見人・保佐人	☒ 空家等の所有者の法定代理人であることを把握するため	☐	☐	☒ 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
2	住所等異動状況	☒ 空家等の所有者の居所等を把握するため	☐	☐	☒ 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
3	入所、入院の状況	☒ 空家等の所有者の居所等を把握するため	☐	☐	☒ 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
4		☐	☐	☐	☐
5		☐	☐	☐	☐
6		☐	☐	☐	☐
7		☐	☐	☐	☐
8		☐	☐	☐	☐
9		☐	☐	☐	☐
10		☐	☐	☐	☐

目的外利用をした記録1

目的外利用をした業務の名称	(a) 空家等対策の推進		に関する業務
目的外利用をした業務の利用目的	空家等実態調査を実施するため 老朽危険空家の除却工事費の助成を行うため 空家等の利活用を推進するため 老朽化した建築物の是正指導及び処分を行うため 環境上問題のある空家等の是正指導及び処分を行うため		
目的外利用の根拠	☒ 法第69条第1項(法令に基づく場合) ☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき) ☐ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)		
	上記の法令根拠又は相当の理由	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項	
目的外利用の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☒ 電子計算組織 ☐ その他:		
目的外利用をされた業務の名称	(b) 介護保険資格管理		に関する業務

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	住所
2	住所等異動状況
3	特別養護老人ホーム旧措置入所等状況
4	適用除外施設入所等の状況
5	介護保険施設入所状況
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	空家等対策の推進に関する業務
主管部課名	都市整備部住宅課
業務の根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
利用目的(全体)	老朽化した建築物の是正指導及び処分を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	介護保険資格管理			
	部課名	介護保険課			
	目的外利用を行う理由	空家等の所有者の居所等を把握するため			
外部提供	外部提供先の種別				
	外部提供先(詳細)				
	外部提供の方法			方法(詳細)	

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	住所	☑ 空家等の所有者の居所等を把握するため	11		
2	住所等異動状況	☑ 空家等の所有者の居所等を把握するため	12		
3	特別養護老人ホーム旧措置入所等状況	☑ 空家等の所有者の居所等を把握するため	13		
4	適用除外施設入所等の状況	☑ 空家等の所有者の居所等を把握するため	14		
5	介護保険施設入所状況	☑ 空家等の所有者の居所等を把握するため	15		
6		□	16		
7		□	17		
8		□	18		
9		□	19		
10		□	20		

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	空家等対策の推進に関する業務
主管部課名	都市整備部住宅課
業務の根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
利用目的(全体)	老朽化した建築物の是正指導及び処分を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠 根拠をプルダウンから選択⇒ ②【利用目的以外の目的の場合】法第69条第1項 【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 目的外利用又は外部提供を行う法令根拠があるとき。
		具体的内容 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
無	⑤	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

目的外利用をした記録2

目的外利用をした業務の名称	(a) 空家等対策の推進		に関する業務
目的外利用をした業務の利用目的	空家等実態調査を実施するため 老朽危険空家の除却工事費の助成を行うため 空家等の利活用を推進するため 老朽化した建築物の是正指導及び処分を行うため 環境上問題のある空家等の是正指導及び処分を行うため		
目的外利用の根拠	☒ 法第69条第1項(法令に基づく場合) ☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき) ☐ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)		
	上記の法令根拠又は相当の理由	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項	
目的外利用の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☒ 電子計算組織 ☐ その他:		
目的外利用をされた業務の名称	(b) 要介護等認定		に関する業務

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	住所
2	住所等異動状況
3	要介護認定等の状況
4	介護保険施設入所状況
5	入院等の状況
6	施設入所
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	空家等対策の推進に関する業務
主管部課名	都市整備部住宅課
業務の根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
利用目的(全体)	老朽化した建築物の是正指導及び処分を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	要介護等認定			
	部課名	介護保険課			
	目的外利用を行う理由	空家等の所有者の居所等を把握するため			
外部提供	外部提供先の種別				
	外部提供先(詳細)				
	外部提供の方法			方法(詳細)	

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)		No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉				業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	
		☒	目的外利用又は外部提供が必要な理由			☒	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	住所	☒	空家等の所有者の居所等を把握するため	11		☐	
2	住所等異動状況	☒	空家等の所有者の居所等を把握するため	12		☐	
3	要介護認定等の状況	☒	空家等の所有者の居所等を把握するため	13		☐	
4	介護保険施設入所状況	☒	空家等の所有者の居所等を把握するため	14		☐	
5	入院等の状況	☒	空家等の所有者の居所等を把握するため	15		☐	
6	施設入所	☒	空家等の所有者の居所等を把握するため	16		☐	
7		☐		17		☐	
8		☐		18		☐	
9		☐		19		☐	
10		☐		20		☐	

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	空家等対策の推進に関する業務
主管部課名	都市整備部住宅課
業務の根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
利用目的(全体)	老朽化した建築物の是正指導及び処分を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠 根拠をプルダウンから選択⇒ ②【利用目的以外の目的の場合】法第69条第1項 【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 目的外利用又は外部提供を行う法令根拠があるとき。
		具体的内容 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
無	⑤	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

目的外利用をした記録3

目的外利用をした業務の名称	(a) 空家等対策の推進		に関する業務
目的外利用をした業務の利用目的	空家等実態調査を実施するため 老朽危険空家の除却工事費の助成を行うため 空家等の利活用を推進するため 老朽化した建築物の是正指導及び処分を行うため 環境上問題のある空家等の是正指導及び処分を行うため		
目的外利用の根拠	☒ 法第69条第1項(法令に基づく場合) ☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき) ☐ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)		
	上記の法令根拠又は相当の理由	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項	
目的外利用の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☒ 電子計算組織 ☐ その他:		
目的外利用をされた業務の名称	(b) 後期高齢者医療保険制度		に関する業務

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	住所等異動状況
2	入院等の状況
3	施設への入所状況
4	後期高齢者医療保険加入の状況
5	各種医療保険の給付の状況
6	葬祭執行の状況
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	空家等対策の推進に関する業務
主管部課名	都市整備部住宅課
業務の根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
利用目的(全体)	老朽化した建築物の是正指導及び処分を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	後期高齢者医療保険制度			
	部課名	保健福祉部国保年金課、区民生活部区民課			
	目的外利用を行う理由	空家等の所有者の居所等を把握するため			
外部提供	外部提供先の種別				
	外部提供先(詳細)				
	外部提供の方法			方法(詳細)	

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	住所等異動状況	☑ 空家等の所有者の居所等を把握するため	11		
2	入院等の状況	☑ 空家等の所有者の居所等を把握するため	12		
3	施設への入所状況	☑ 空家等の所有者の居所等を把握するため	13		
4	後期高齢者医療保険加入の状況	☑ 空家等の所有者の居所等を把握するため	14		
5	入院等の状況	☑ 空家等の所有者の居所等を把握するため	15		
6	各種医療保険の給付の状況	☑ 空家等の所有者の居所等を把握するため	16		
7	葬祭執行の状況	☑ 空家等の所有者の居所等を把握するため	17		
8		□	18		
9		□	19		
10		□	20		

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	空家等対策の推進に関する業務
主管部課名	都市整備部住宅課
業務の根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
利用目的(全体)	老朽化した建築物の是正指導及び処分を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠 根拠をプルダウンから選択⇒ ②【利用目的以外の目的の場合】法第69条第1項 【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 目的外利用又は外部提供を行う法令根拠があるとき。
		具体的内容 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
無	⑤	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

目的外利用をした記録4

目的外利用をした業務の名称	(a) 空家等対策の推進		に関する業務
目的外利用をした業務の利用目的	空家等実態調査を実施するため 老朽危険空家の除却工事費の助成を行うため 空家等の利活用を推進するため 老朽化した建築物の是正指導及び処分を行うため 環境上問題のある空家等の是正指導及び処分を行うため		
目的外利用の根拠	☒ 法第69条第1項(法令に基づく場合) ☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき) ☐ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)		
	上記の法令根拠又は相当の理由	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項	
目的外利用の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☒ 電子計算組織 ☐ その他:		
目的外利用をされた業務の名称	(b) 国民健康保険被保険者資格賦課・収納		に関する業務

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	住所等異動状況
2	入院等の状況
3	施設入所
4	国民健康保険資格状況
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	空家等対策の推進に関する業務
主管部課名	都市整備部住宅課
業務の根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
利用目的(全体)	老朽化した建築物の是正指導及び処分を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	保健福祉部国保年金課			
	部課名	国民健康保険被保険者資格賦課・収納			
	目的外利用を行う理由	空家等の所有者の居所等を把握するため			
外部提供	外部提供先の種別				
	外部提供先(詳細)				
	外部提供の方法			方法(詳細)	

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	住所等異動状況	☑ 空家等の所有者の居所等を把握するため	11		
2	入院等の状況	☑ 空家等の所有者の居所等を把握するため	12		
3	施設入所	☑ 空家等の所有者の居所等を把握するため	13		
4	国民健康保険資格状況	☑ 空家等の所有者の居所等を把握するため	14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	空家等対策の推進に関する業務
主管部課名	都市整備部住宅課
業務の根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
利用目的(全体)	老朽化した建築物の是正指導及び処分を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠 根拠をプルダウンから選択⇒ ②【利用目的以外の目的の場合】法第69条第1項 【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 目的外利用又は外部提供を行う法令根拠があるとき。
		具体的内容 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
無	⑤	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

目的外利用をした記録5

目的外利用をした業務の名称	(a) 空家等対策の推進		に関する業務
目的外利用をした業務の利用目的	空家等実態調査を実施するため 老朽危険空家の除却工事費の助成を行うため 空家等の利活用を推進するため 老朽化した建築物の是正指導及び処分を行うため 環境上問題のある空家等の是正指導及び処分を行うため		
目的外利用の根拠	☒ 法第69条第1項(法令に基づく場合) ☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき) ☐ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)		
	上記の法令根拠又は相当の理由	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項	
目的外利用の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☒ 電子計算組織 ☐ その他:		
目的外利用をされた業務の名称	(b) 国民健康保険給付		に関する業務

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	住民記録等の情報
2	家族構成
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	空家等対策の推進に関する業務
主管部課名	都市整備部住宅課
業務の根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
利用目的(全体)	老朽化した建築物の是正指導及び処分を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	保健福祉部国保年金課			
	部課名	国民健康保険給付			
	目的外利用を行う理由	空家等の所有者の居所等を把握するため			
外部提供	外部提供先の種別				
	外部提供先(詳細)				
	外部提供の方法			方法(詳細)	

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)		No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	目的外利用又は外部提供が必要な理由			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	住民記録等の情報	☒	空家等の所有者の居所等を把握するため	11		☐	
2	家族構成	☒	空家等の所有者の居所等を把握するため	12		☐	
3		☐		13		☐	
4		☐		14		☐	
5		☐		15		☐	
6		☐		16		☐	
7		☐		17		☐	
8		☐		18		☐	
9		☐		19		☐	
10		☐		20		☐	

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	空家等対策の推進に関する業務
主管部課名	都市整備部住宅課
業務の根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
利用目的(全体)	老朽化した建築物の是正指導及び処分を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠 根拠をプルダウンから選択⇒ ②【利用目的以外の目的の場合】法第69条第1項 【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 目的外利用又は外部提供を行う法令根拠があるとき。
		具体的内容 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
無	⑤	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

目的外利用をした記録6

目的外利用をした業務の名称	(a) 空家等対策の推進		に関する業務
目的外利用をした業務の利用目的	空家等実態調査を実施するため 老朽危険空家の除却工事費の助成を行うため 空家等の利活用を推進するため 老朽化した建築物の是正指導及び処分を行うため 環境上問題のある空家等の是正指導及び処分を行うため		
目的外利用の根拠	☒ 法第69条第1項(法令に基づく場合) ☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき) ☐ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)		
	上記の法令根拠又は相当の理由	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項	
目的外利用の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☒ 電子計算組織 ☐ その他:		
目的外利用をされた業務の名称	(b) 国民健康保険葬祭費支給		に関する業務

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	葬儀執行者氏名・住所
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	空家等対策の推進に関する業務
主管部課名	都市整備部住宅課
業務の根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
利用目的(全体)	老朽化した建築物の是正指導及び処分を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	保健福祉部国保年金課			
	部課名	国民健康保険葬祭費支給			
	目的外利用を行う理由	空家等の所有者の居所等を把握するため			
外部提供	外部提供先の種別				
	外部提供先(詳細)				
	外部提供の方法			方法(詳細)	

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)		No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉				業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	
No		☒	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No		☒	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	葬儀執行者氏名・住所	☒	空家等の所有者の居所等を把握するため	11		☐	
2		☐		12		☐	
3		☐		13		☐	
4		☐		14		☐	
5		☐		15		☐	
6		☐		16		☐	
7		☐		17		☐	
8		☐		18		☐	
9		☐		19		☐	
10		☐		20		☐	

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	空家等対策の推進に関する業務
主管部課名	都市整備部住宅課
業務の根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
利用目的(全体)	老朽化した建築物の是正指導及び処分を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠 根拠をプルダウンから選択⇒ ②【利用目的以外の目的の場合】法第69条第1項 【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 目的外利用又は外部提供を行う法令根拠があるとき。
		具体的内容 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
無	⑤	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

目的外利用をした記録7

目的外利用をした業務の名称	(a) 空家等対策の推進		に関する業務
目的外利用をした業務の利用目的	空家等実態調査を実施するため 老朽危険空家の除却工事費の助成を行うため 空家等の利活用を推進するため 老朽化した建築物の是正指導及び処分を行うため 環境上問題のある空家等の是正指導及び処分を行うため		
目的外利用の根拠	☒ 法第69条第1項(法令に基づく場合) ☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき) ☐ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)		
	上記の法令根拠又は相当の理由	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項	
目的外利用の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☒ 電子計算組織 ☐ その他:		
目的外利用をされた業務の名称	(b) 生活保護		に関する業務

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	住所
2	生活保護受給の有無
3	特別養護老人ホーム旧措置入所等状況
4	適用除外施設入所等の状況
5	介護保険施設入所状況
6	施設入所
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	空家等対策の推進に関する業務
主管部課名	都市整備部住宅課
業務の根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
利用目的(全体)	老朽化した建築物の是正指導及び処分を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	生活保護			
	部課名	保健福祉部杉並福祉事務所			
	目的外利用を行う理由	空家等の所有者の居所等を把握するため			
外部提供	外部提供先の種別				
	外部提供先(詳細)				
	外部提供の方法			方法(詳細)	

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)		No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉				業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	
No		☒	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No		☒	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	住所	☒	空家等の所有者の居所等を把握するため	11		☐	
2	生活保護受給の有無	☒	空家等の所有者の居所等を把握するため	12		☐	
3	特別養護老人ホーム旧措置入所等状況	☒	空家等の所有者の居所等を把握するため	13		☐	
4	適用除外施設入所等の状況	☒	空家等の所有者の居所等を把握するため	14		☐	
5	介護保険施設入所状況	☒	空家等の所有者の居所等を把握するため	15		☐	
6	施設入所	☒	空家等の所有者の居所等を把握するため	16		☐	
7		☐		17		☐	
8		☐		18		☐	
9		☐		19		☐	
10		☐		20		☐	

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	空家等対策の推進に関する業務
主管部課名	都市整備部住宅課
業務の根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
利用目的(全体)	老朽化した建築物の是正指導及び処分を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠 根拠をプルダウンから選択⇒ ②【利用目的以外の目的の場合】法第69条第1項 【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 目的外利用又は外部提供を行う法令根拠があるとき。
		具体的内容 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
無	⑤	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	集会施設の利用・貸出に関する業務			
主管部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
○	外部提供	新規	令和8年4月1日	
	電算入力		令和 年 月 日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	令和5年10月に旧杉並第四小学校の跡地に開設した科学の拠点「IMAGINUS」(以下「イマジナス」という。)は、集会施設を有しており、区教育委員会と締結した「次世代型科学教育の新たな拠点等の整備・運営に関する協定」により、民間事業者が科学事業と併せて集会施設を運営している。集会施設の利用にあたっては、運営事業者が開設しているホームページから利用者登録を行い予約することとしているが、杉並区立公共予約システム「さざんかねっと」(以下、「さざんかねっと」という。)から手続を行うことができず、区民への施設利用に関する情報提供や手続の窓口が限定されている。 ついで、区民の利便性向上を図るため、イマジナス運営事業者への個人情報の提供について同意を得た利用者については「さざんかねっと」からイマジナスの集会施設が予約できるよう、集会施設の利用・貸出に必要な情報を本人同意により外部提供する。 【外部提供】 「さざんかねっと」で収集した「氏名」等18項目を運営事業者へ外部提供する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

外部提供の記録1

業務の名称	集会施設の利用・貸出			に関する業務
部課名	区民生活部地域課、管理課、スポーツ振興課、産業振興センター、保健福祉部高齢者施策課、子ども家庭部児童青少年課、都市整備部みどり公園課、環境部環境課、教育委員会事務局生涯学習推進課			
外部提供を受ける者	民間事業者			
外部提供を受ける者の利用目的	施設利用に係る受付、使用料徴収			
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり ☐ 相当の理由がある		
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)		
		☒ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)		
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号	
外部提供の方法	上記の法令根拠又は相当の理由			
	☒ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☐ その他:			
外部提供の相手方に求めた措置の内容	外部結合による提供			

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	電話番号
4	FAX番号
5	利用者ID
6	利用者パスワード
7	利用者メールアドレス
8	利用者区分
9	利用者施設名
10	利用日時
11	利用目的
12	使用料減免・還付事由
13	使用料徴収額
14	使用人数
15	使用備品
16	使用停止期間
17	登録団体名称・代表者名
18	受付年月日
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	集会施設の利用・貸出に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	施設利用に係る受付、使用料徴収のため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	
	部課名	
	目的外利用を行う理由	
外部提供	外部提供先の種別	民間事業者
	外部提供先(詳細)	イマジナス運営事業者
	外部提供の方法	閲覧

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑ 公共施設予約システムからイマジナスの集会施設を予約するため	11	利用目的	☑ 公共施設予約システムからイマジナスの集会施設を予約するため
2	住所	☑ 公共施設予約システムからイマジナスの集会施設を予約するため	12	使用料減免・還付事由	☑ 公共施設予約システムからイマジナスの集会施設を予約するため
3	電話番号	☑ 公共施設予約システムからイマジナスの集会施設を予約するため	13	使用料徴収額	☑ 公共施設予約システムからイマジナスの集会施設を予約するため
4	FAX番号	☑ 公共施設予約システムからイマジナスの集会施設を予約するため	14	使用人数	☑ 公共施設予約システムからイマジナスの集会施設を予約するため
5	利用者ID	☑ 公共施設予約システムからイマジナスの集会施設を予約するため	15	使用備品	☑ 公共施設予約システムからイマジナスの集会施設を予約するため
6	利用者パスワード	☑ 公共施設予約システムからイマジナスの集会施設を予約するため	16	使用停止期間	☑ 公共施設予約システムからイマジナスの集会施設を予約するため
7	利用者メールアドレス	☑ 公共施設予約システムからイマジナスの集会施設を予約するため	17	登録団体名称・代表者名	☑ 公共施設予約システムからイマジナスの集会施設を予約するため
8	利用者区分	☑ 公共施設予約システムからイマジナスの集会施設を予約するため	18	受付年月日	☑ 公共施設予約システムからイマジナスの集会施設を予約するため
9	利用者施設名	☑ 公共施設予約システムからイマジナスの集会施設を予約するため	19		☐
10	利用日時	☑ 公共施設予約システムからイマジナスの集会施設を予約するため	20		☐

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	集会施設の利用・貸出に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	施設利用に係る受付、使用料徴収のため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠 根拠をプルダウンから選択⇒ ③【利用目的以外の目的の場合】法第69条第2項第1号 【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 根拠 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 「さざんかねっと」のシステムでイマジナスの施設利用手続を行うに当たり、画面遷移の中で事前に個人情報の外部提供について明示的な同意を得る。
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
☑	⑤	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	郷土博物館資料の収集・保管・展示に関する業務 文化財の保護・保存・活用に関する業務			
主管部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
○	外部提供	新規	令和7年6月15日	博物館法、杉並区立郷土博物館条例等 文化財保護法、杉並区文化財保護条例等
○	電算入力	変更	令和7年6月15日	博物館法、杉並区立郷土博物館条例等 文化財保護法、杉並区文化財保護条例等
○	外部結合	新規	令和7年6月15日	博物館法、杉並区立郷土博物館条例等 文化財保護法、杉並区文化財保護条例等
案件の概要	現在、郷土博物館の資料管理は、エクセルを使用した資料台帳によって行っている。この度、改正博物館法において「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。」と規定されたため、資料台帳の公開に向けて、エクセルでのデータ管理からクラウドサービスを利用した管理に移行する。 また、同様に区内の文化財に関する資料についても公開するため、当該クラウドサービスで情報の管理を行う。 【外部提供・外部結合】 クラウドサービスを利用するため、クラウドサービス提供事業者から文化財及び郷土博物館資料に関する情報を提供する。 なお、この提供は当該クラウドサービスにインターネット回線で外部結合することにより行う。 【電算入力】 既存の電算「郷土博物館資料管理事務」をエクセルからクラウドサービスに変更する。また、当該電算で新たに文化財資料に関する情報を管理するため、電算の名称を「文化財・郷土博物館資料管理システム」に変更する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

外部提供の記録

業務の名称	郷土博物館資料の収集・保管・展示			に関する業務
部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課			
外部提供を受ける者	民間事業者(クラウドサービス事業者)			
外部提供を受ける者の利用目的	クラウドサービスの提供のため			
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり ☒ 相当の理由がある		
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)		
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)		
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号	
	上記の法令根拠又は相当の理由	民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、郷土博物館資料等の管理を行うため		
外部提供の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☒ 外部結合 ☐ その他:			
	外部結合による提供	外部結合の記録 のとおり		
外部提供の相手方に求めた措置の内容				

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	電話番号
5	FAX番号
6	性別
7	職業
8	家族構成
9	続柄
10	メールアドレス
11	資料の内容
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

外部提供の記録

業務の名称	文化財の保護・保存・活用			に関する業務
部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課			
外部提供を受ける者	民間事業者(クラウドサービス事業者)			
外部提供を受ける者の利用目的	クラウドサービスの提供のため			
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり ☒ 相当の理由がある		
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)		
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)		
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号	
	上記の法令根拠又は相当の理由	民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、文化財資料等の管理を行うため		
外部提供の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☒ 外部結合 ☐ その他:			
	外部結合による提供	外部結合の記録		
外部提供の相手方に求めた措置の内容				

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	電話番号
5	FAX番号
6	性別
7	職業
8	家族構成
9	続柄
10	メールアドレス
11	資料の内容
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	郷土博物館資料の収集・保管・展示に関する業務、文化財の保護・保存・活用に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課
業務の根拠法令等	博物館法、杉並区立郷土博物館条例等、文化財保護法、杉並区文化財保護条例等
利用目的(全体)	文化遺産の保護及び区民の郷土の学習、研究のため、区内の文化財を区指定・登録文化財とし保護・保存するため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称					
	部課名					
	目的外利用を行う理由					
外部提供	外部提供先の種別	民間事業者				
	外部提供先(詳細)	クラウドサービス提供事業者				
	外部提供の方法	その他			方法(詳細)	外部結合(クラウドサービス)

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
No		☒ 目的外利用又は外部提供が必要な理由	No		☒ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☒ 民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、文化財資料・郷土博物館資料等の管理を行うため	11	資料の内容	☒ 民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、文化財資料・郷土博物館資料等の管理を行うため
2	住所	☒ 民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、文化財資料・郷土博物館資料等の管理を行うため	12		☐
3	生年月日	☒ 民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、文化財資料・郷土博物館資料等の管理を行うため	13		☐
4	電話番号	☒ 民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、文化財資料・郷土博物館資料等の管理を行うため	14		☐
5	FAX番号	☒ 民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、文化財資料・郷土博物館資料等の管理を行うため	15		☐
6	性別	☒ 民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、文化財資料・郷土博物館資料等の管理を行うため	16		☐
7	職業	☒ 民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、文化財資料・郷土博物館資料等の管理を行うため	17		☐
8	家族構成	☒ 民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、文化財資料・郷土博物館資料等の管理を行うため	18		☐
9	続柄	☒ 民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、文化財資料・郷土博物館資料等の管理を行うため	19		☐
10	メールアドレス	☒ 民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、文化財資料・郷土博物館資料等の管理を行うため	20		☐

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	郷土博物館資料の収集・保管・展示に関する業務、文化財の保護・保存・活用に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課
業務の根拠法令等	博物館法、杉並区立郷土博物館条例等、文化財保護法、杉並区文化財保護条例等
利用目的(全体)	文化遺産の保護及び区民の郷土の学習、研究のため、区内の文化財を区指定・登録文化財とし保護・保存するため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部提供】 保有個人情報等を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、文化財資料・郷土博物館資料等の管理を行うため
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
☑	⑤	個人情報を提供するに当たり、 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

電子計算組織への記録

電子計算組織 の名称	文化財・郷土博物館資料管理システム		
利用業務	No	業務名	部課名
	1	郷土博物館資料の収集・保管・展示	教育委員会事務局生涯学習推進課
	2	文化財の保護・保存・活用	教育委員会事務局生涯学習推進課
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	電話番号
5	FAX番号
6	性別
7	職業
8	家族構成
9	続柄
10	メールアドレス
11	資料の内容
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	郷土博物館資料の収集・保管・展示に関する業務、文化財の保護・保存・活用に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課
業務の根拠法令等	博物館法、杉並区立郷土博物館条例等、文化財保護法、杉並区文化財保護条例等
利用目的(全体)	文化遺産の保護及び区民の郷土の学習、研究のため、区内の文化財を区指定・登録文化財とし保護・保存するため

システム名	文化財・郷土博物館資料管理システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	文化財資料・郷土博物館資料等の管理

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>
		☒ 電子計算組織への記録が必要な理由			☒ 電子計算組織への記録が必要な理由
1		☐	11		☐
2		☐	12		☐
3		☐	13		☐
4		☐	14		☐
5		☐	15		☐
6		☐	16		☐
7		☐	17		☐
8		☐	18		☐
9		☐	19		☐
10		☐	20		☐

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	郷土博物館資料の収集・保管・展示に関する業務、文化財の保護・保存・活用に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課
業務の根拠法令等	博物館法、杉並区立郷土博物館条例等、文化財保護法、杉並区文化財保護条例等
利用目的(全体)	文化遺産の保護及び区民の郷土の学習、研究のため、区内の文化財を区指定・登録文化財とし保護・保存するため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)															
・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>															
☒	①	対象者数 <第2号ア>	2,000	人	☒	②	操作員数 <第2号イ>	22	人	☒	③	操作員種別 <第2号ウ>	区職員	操作員の詳細 <第2号ウ関連>	
☒	④	データ処理件数 <第2号エ>	2,000	件	☒	⑤	操作端末種別 <第2号オ>	その他				(その他の場合) 操作端末の詳細 <第2号オ関連>	内部情報系端末(switchPC)及び独自調達端末(独自ネットワーク)		
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>															
確認事項													確認事項への具体的対応・代替措置等		
☒	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など							☒	バックアップ	自動で日次バックアップを行う。				
									☒	データの暗号化	クラウドサービスとの通信は暗号化されている。				
									☒	ログの取得管理	アクセスログを定期的に事業者から取得し確認する。				
									☒	パスワード認証	クラウドサービスへのログインはIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。				
									無	ICカード認証					
									無	生体認証					
									☒	データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。				
									☒	ウイルス対策ソフトの導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。				
									☒	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。				
									無	(その他)					
☒	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>							ログインするID・パスワードは各ユーザに付与し、権限は区の管理者が対象分野などに応じて設定する。 職員に異動がある場合には、都度ユーザIDを削除、追加する。						
☒	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>							公開する資料に付随する情報を除き、システムに記録する保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付は行わない。						

外部結合の記録

業務の名称	郷土博物館資料の収集・保管・展示	に関する業務
部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課	
外部結合の相手方	民間事業者(クラウドサービス事業者) ※電気通信回線の接続先	
外部結合の方法	☐ LGWAN回線 ☒ インターネット回線 ☐ 専用回線: ☐ その他:	
外部結合を行う理由	民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、郷土博物館資料等の管理を行うため	
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	民間事業者(クラウドサービス事業者)	
関連帳票	外部提供の記録	

項番	外部結合による提供をした個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	電話番号
5	FAX番号
6	性別
7	職業
8	家族構成
9	続柄
10	メールアドレス
11	資料の内容
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による取得をした個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

外部結合の記録

業務の名称	文化財の保護・保存・活用	に関する業務
部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課	
外部結合の相手方	民間事業者(クラウドサービス事業者) ※電気通信回線の接続先	
外部結合の方法	☐ LGWAN回線 ☒ インターネット回線 ☐ 専用回線: ☐ その他:	
外部結合を行う理由	民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、文化財資料等の管理を行うため	
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	民間事業者(クラウドサービス事業者)	
関連帳票	外部提供の記録	

項番	外部結合による提供をした個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	電話番号
5	FAX番号
6	性別
7	職業
8	家族構成
9	続柄
10	メールアドレス
11	資料の内容
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による取得をした個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	郷土博物館資料の収集・保管・展示に関する業務、文化財の保護・保存・活用に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課
業務の根拠法令等	博物館法、杉並区立郷土博物館条例等、文化財保護法、杉並区文化財保護条例等
利用目的(全体)	文化遺産の保護及び区民の郷土の学習、研究のため、区内の文化財を区指定・登録文化財とし保護・保存するため

システム名	文化財・郷土博物館資料管理システム
外部結合を行う業務の内容	文化財資料・郷土博物館資料等の管理

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
1	氏名		☒	民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、文化財資料・郷土博物館資料等の管理を行うため
2	住所		☒	民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、文化財資料・郷土博物館資料等の管理を行うため
3	生年月日		☒	民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、文化財資料・郷土博物館資料等の管理を行うため
4	電話番号		☒	民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、文化財資料・郷土博物館資料等の管理を行うため
5	FAX番号		☒	民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、文化財資料・郷土博物館資料等の管理を行うため
6	性別		☒	民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、文化財資料・郷土博物館資料等の管理を行うため
7	職業		☒	民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、文化財資料・郷土博物館資料等の管理を行うため
8	家族構成		☒	民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、文化財資料・郷土博物館資料等の管理を行うため
9	続柄		☒	民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、文化財資料・郷土博物館資料等の管理を行うため
10	メールアドレス		☒	民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、文化財資料・郷土博物館資料等の管理を行うため

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 (下線は要配慮個人情報)			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
11	資料の内容		☒	民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、文化財資料・郷土博物館資料等の管理を行うため
12			☐	
13			☐	
14			☐	
15			☐	
16			☐	
17			☐	
18			☐	
19			☐	
20			☐	
21			☐	
22			☐	
23			☐	
24			☐	

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	郷土博物館資料の収集・保管・展示に関する業務、文化財の保護・保存・活用に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課
業務の根拠法令等	博物館法、杉並区立郷土博物館条例等、文化財保護法、杉並区文化財保護条例等
利用目的(全体)	文化遺産の保護及び区民の郷土の学習、研究のため、区内の文化財を区指定・登録文化財とし保護・保存するため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
☒	①	外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連> クラウドサービス事業者
☒	②	外部結合の方法<第4号>	インターネット回線	その他の場合の詳細<第4号関連>
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
☒	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等	
☒	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>	根拠	根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部結合による提供】保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。
			具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 民間事業者が提供するクラウドサービスを利用して、文化財資料・郷土博物館資料等の管理を行うため
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>		
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>		
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>		
☒	⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない	
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>		
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>		
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>		

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	すぎなみエコチャレンジ事業に関する業務			
主管部課名	環境部環境課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
○	外部委託	変更	令和7年7月1日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
○	電算入力	変更	令和7年7月1日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	すぎなみエコチャレンジ事業では、委託事業者が参加者から取組結果報告の提出を受け、審査・集計を行い、商品券の交付を行っている。この報告書の提出を促進するため、取組結果報告受付期間中に参加者にリマインドメールを送付する。そのため、委託事業者メールアドレスを新たに取扱う。また、メールアドレスの管理を効率的に行うために「すぎなみエコチャレンジ事業システム」にメールアドレスを新たに記録する。 【外部委託】 委託事業者に新たにメールアドレスを取り扱わせる。 【電算入力】 「すぎなみエコチャレンジ事業システム」に新たにメールアドレスを記録する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

外部委託の記録1

業務の名称	すぎなみエコチャレンジ事業		に関する業務
部課名	環境部環境課		
委託先の区分	民間事業者		
委託の期間	☐ 単年度 ☒ 継続		
委託の内容	・事業の参加登録申請の受付、審査、申請内容の入力及び点検 ・取組結果報告の受付、審査、集計、報告内容の入力、点検及び結果通知 ・関係書類の発送		
再委託の内容・理由			
委託の条件	☒ 個人情報に関する秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告	
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等	
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守	
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☒ 文書 ☒ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☒ その他：電子メール 外部結合による授受		

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	電話番号
4	電気・ガスの使用状況等
5	省エネの取組内容
6	参加申請日
7	参加登録通知日
8	結果報告日
9	商品券の交付状況
10	メールアドレス
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	すぎなみエコチャレンジ事業に関する業務
主管部課名	環境部環境課
業務の根拠法令等	すぎなみエコチャレンジ事業実施要綱
利用目的(全体)	電気及びガス使用量の削減率に応じて、区内共通商品券を支給するため

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	事業の参加登録申請の受付、審査、申請内容の入力及び点検
	イ	取組結果報告の受付、審査、集計、報告内容の入力、点検及び結果通知
	ウ	関係書類の発送
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☒	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	メールアドレス		○			☒	取組結果報告の提出のリマインドメールを事業参加者に送付するため
2						☐	
3						☐	
4						☐	
5						☐	
6						☐	
7						☐	
8						☐	
9						☐	
10						☐	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	すぎなみエコチャレンジ事業に関する業務
主管部課名	環境部環境課
業務の根拠法令等	すぎなみエコチャレンジ事業実施要綱
利用目的(全体)	電気及びガス使用量の削減率に応じて、区内共通商品券を支給するため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
無	① 個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
無	② 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	
無	③ 【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)<第3号イ>	
無	④ 【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
無	⑤ 個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	
無	⑥ 個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	
無	⑦ 個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	
無	⑧ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	
無	⑨ 委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	
無	⑩ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	
無	⑪ 【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	
無	⑫ 【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	
無	⑬ 関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ>	
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
無	⑭ 委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	
無	⑮ 委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	
無	⑯ 【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑯の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>	
無	⑰ 【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
無	⑱ 委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘密性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	
無	⑲ 委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

電子計算組織への記録

電子計算組織 の名称	すぎなみエコチャレンジ事業システム		
利用業務	No	業務名	部課名
	1	すぎなみエコチャレンジ事業	環境部環境課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	住所
3	電話番号
4	受付番号
5	参加申請日
6	参加登録通知日
7	取組期間
8	電気及びガスの使用量
9	電気及びガスの使用量の削減率
10	省エネの取組内容
11	結果報告日
12	商品券の金額
13	商品券の発送日
14	メールアドレス
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	すぎなみエコチャレンジ事業に関する業務
主管部課名	環境部環境課
業務の根拠法令等	すぎなみエコチャレンジ事業実施要綱
利用目的(全体)	電気及びガス使用量の削減率に応じて、区内共通商品券を支給するため

システム名	すぎなみエコチャレンジ事業システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	受託事業者が受け付けた参加登録者情報及び取組結果報告の内容から、取組内容に基づいて計算された商品券の金額や送付先に誤りがないかの確認及び問い合わせ対応

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>
		☒ 電子計算組織への記録が必要な理由			☒ 電子計算組織への記録が必要な理由
1	メールアドレス	☒ リマインドメールを送付するためのメールアドレスを記録するため	11		☐
2		☐	12		☐
3		☐	13		☐
4		☐	14		☐
5		☐	15		☐
6		☐	16		☐
7		☐	17		☐
8		☐	18		☐
9		☐	19		☐
10		☐	20		☐

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	すぎなみエコチャレンジ事業に関する業務
主管部課名	環境部環境課
業務の根拠法令等	すぎなみエコチャレンジ事業実施要綱
利用目的(全体)	電気及びガス使用量の削減率に応じて、区内共通商品券を支給するため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)															
・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>															
無	①	対象者数 <第2号ア>		人	無	②	操作員数 <第2号イ>		人	無	③	操作員種別 <第2号ウ>		操作員の詳細 <第2号ウ関連>	
無	④	データ処理件数 <第2号エ>		件	無	⑤	操作端末種別 <第2号オ>		(その他の場合) 操作端末の詳細 <第2号オ関連>						
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>															
確認事項										確認事項への具体的対応・代替措置等					
無	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など						無	バックアップ						
								無	データの暗号化						
								無	ログの取得管理						
								無	パスワード認証						
								無	ICカード認証						
								無	生体認証						
								無	データ持ち出し管理ソフトの導入						
								無	ウイルス対策ソフトの導入						
								無	無停電電源装置(UPS)の導入						
無		無	(その他)												
無	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>													
無	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>													

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	子どもショートステイに関する業務			
主管部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	変更	令和7年6月1日	
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
○	外部提供	新規	令和7年6月1日	自動車損害賠償保障法第15条
○	電算入力	変更	令和7年6月1日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	区は、令和7年度から、杉並区子どもショートステイ事業実施要綱第5条の2に定める委託家庭が、事業受託期間中に、委託家庭の所有する車両（以下、「自家用車」とする。）に委託児童を乗車させて使用することを認めることとした。 そこで、委託家庭が、事業受託期間中に安心して自家用車を使用できる環境を整えるため、区は事業者向けの自動車保険に加入する。 保険の加入に当たり、委託家庭の個人情報を新たに保有するほか、事故発生時に事故内容を保有し、区から保険会社及び保険取扱代理店に提供することとなるため、以下の内容について自己点検を行う。 【個人情報の保有等】 対象となる個人の範囲に「事故の相手方、関係者」を追加する。 個人情報の記録の内容に「加入保険の内容」等7項目を追加する。 【外部提供】 保険会社及び保険取扱代理店に「住所」等12項目を外部提供する。 【電算入力】 子どもショートステイ事務システムに「事故内容」等5項目を記録する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

個人情報の保有の記録

業務の名称	子どもショートステイ		に関する業務
部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課		
個人情報の利用目的	保護者の疾病・出産・看護・事故等による子どものショートステイ実施のため		
対象となる個人の範囲	・ショートステイを利用する保護者及びその児童、委託家庭 ・事故の相手方、関係者		
個人情報の取得方法	☒ 本人から取得 ☐ 本人以外から取得		
	本人以外から取得の根拠又は理由		
個人情報の記録の方法	☒ 文書(紙) ☐ 共有フォルダ ☒ 電子計算組織 ☐ その他:		
電子計算組織の名称 (記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1	子どもショートステイ事務システム	
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		

	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
個人情報の記録の内容	氏名	収入	健康状態	家族構成	職業
	住所	税額	障害の状況	扶養関係	学校名
	性別	加入保険の内容	傷病名・傷病歴	生活保護受給の有無	資格
	生年月日	車両情報	検診の結果	社会保険の種類	
	続柄			申請理由	
	電話番号			入所期間	
	連絡先			事故の内容・経過	
	本籍			事故の有無	
	婚姻・離婚状況			運行情報	
	メールアドレス				
	個人番号				
	印影				

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	子どもショートステイに関する業務
主管部課名	子ども家庭部 子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	保護者の疾病・出産・看護・事故等による子どものショートステイ実施のため

対象となる個人の範囲 (第1号)	ショートステイを利用する保護者及びその児童、委託家庭、事故の相手方、関係者
---------------------	---------------------------------------

No	保有する 個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉	・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉	・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉	・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉
		☒ 利用目的	☒ 変更前の利用目的との相当の関連性	☒ 利用目的を明示する方法等	☒ 根拠法令又は相当の理由
1	印影	☒ 事故関係者の情報を管理するため。	☐	☒ 通知や調査票に記載する。	☐
2	加入保険の内容	☒ 保険加入に必要な情報、事故関係者の情報を管理するため。	☐	☒ 通知や調査票に記載する。	☐
3	車両情報	☒ 保険加入に必要な情報、事故関係者の情報を管理するため。	☐	☒ 通知や調査票に記載する。	☐
4	事故の内容・経過	☒ 事故関係者の情報を管理するため。	☐	☒ 通知や調査票に記載する。	☐
5	事故の有無	☒ 保険加入に必要な情報を管理するため。	☐	☒ 通知や調査票に記載する。	☐
6	運行状況	☒ 保険加入に必要な情報、事故関係者の情報を管理するため。	☐	☒ 通知や調査票に記載する。	☐
7	資格	☒ 事故関係者の情報を管理するため。	☐	☒ 通知や調査票に記載する。	☐
8		☐	☐	☐	☐
9		☐	☐	☐	☐
10		☐	☐	☐	☐

外部提供の記録

業務の名称	子どもショートステイ		に関する業務
部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課		
外部提供を受ける者	保険会社、保険取扱代理店		
外部提供を受ける者の利用目的	自動車保険加入のため 交通事故により発生した損害について保険金を支払うため		
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり ☒ 相当の理由がある	
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号
外部提供の方法	上記の法令根拠又は相当の理由	自動車保険加入のため 交通事故により発生した損害について保険金を支払うため	
	☐ 閲覧 ☒ 文書 ☐ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☐ その他:		
外部提供の相手方に求めた措置の内容	外部結合による提供		

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	住所
2	氏名
3	連絡先
4	生年月日
5	事故の内容・経過
6	車両情報
7	加入保険の内容
8	検診の結果
9	資格
10	印影
11	事故の有無
12	運行状況
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	子どもショートステイに関する業務
主管部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	保護者の疾病・出産・看護・事故等による子どものショートステイ実施のため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称					
	部課名					
	目的外利用を行う理由					
外部提供	外部提供先の種別	民間事業者				
	外部提供先(詳細)	保険会社、保険取扱代理店				
	外部提供の方法	文書			方法(詳細)	郵送またはFAX

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	住所	☑ 事故関係者の情報を管理するため。	11	事故の有無	☑ 保険加入に必要な情報を管理するため。
2	氏名	☑ 保険加入に必要な情報、事故関係者の情報を管理するため。	12	運行状況	☑ 保険加入に必要な情報、事故関係者の情報を管理するため。
3	連絡先	☑ 事故関係者の情報を管理するため。	13		☐
4	生年月日	☑ 事故関係者の情報を管理するため。	14		☐
5	事故内容・経過	☑ 事故関係者の情報を管理するため。	15		☐
6	車両情報	☑ 保険加入に必要な情報、事故関係者の情報を管理するため。	16		☐
7	加入保険の内容	☑ 保険加入に必要な情報、事故関係者の情報を管理するため。	17		☐
8	検診の結果	☑ 事故関係者の情報を管理するため。	18		☐
9	資格	☑ 事故関係者の情報を管理するため。	19		☐
10	印影	☑ 事故関係者の情報を管理するため。	20		☐

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	子どもショートステイに関する業務
主管部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	保護者の疾病・出産・看護・事故等による子どものショートステイ実施のため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部提供】 保有個人情報等を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 区から保険会社及び保険取扱代理店に委託家庭等の個人情報等を提供し、必要な補償を得るため。
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
☑	⑤	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

電子計算組織への記録

電子計算組織 の名称	子どもショートステイ事務システム		
利用業務	No	業務名	部課名
	1	子どもショートステイ	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	住所
3	電話番号
4	メールアドレス
5	続柄
6	生年月日
7	性別
8	健康状態
9	障害の状況
10	税額
11	保護の理由・入所期間
12	入所施設
13	生活保護受給の有無
14	事故内容
15	車名
16	自動車登録番号
17	車両所有者名
18	登録運転手の直近1年間での交通事故の有無
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	子どもショートステイに関する業務
主管部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	保護者の疾病・出産・看護・事故等による子どものショートステイ実施のため

システム名	子どもショートステイ事務システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	保護者の疾病・出産・看護・事故等による子どものショートステイ実施のために、必要な情報を管理する。

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>
		☒ 電子計算組織への記録が必要な理由			☒ 電子計算組織への記録が必要な理由
1	事故内容	☒ 事故関係者の情報を管理するため。	11		☐
2	車名	☒ 保険加入に必要な情報、事故関係者の情報を管理するため。	12		☐
3	自動車登録番号	☒ 保険加入に必要な情報、事故関係者の情報を管理するため。	13		☐
4	車両所有者名	☒ 保険加入に必要な情報、事故関係者の情報を管理するため。	14		☐
5	登録運転手の直近1年間での交通事故の有無	☒ 保険加入に必要な情報を管理するため。	15		☐
6			16		☐
7			17		☐
8		☐	18		☐
9		☐	19		☐
10		☐	20		☐

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	子どもショートステイに関する業務
主管部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	保護者の疾病・出産・看護・事故等による子どものショートステイ実施のため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)															
・保有個人情報等を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>															
☒	①	対象者数 <第2号ア>	10	人	☒	②	操作員数 <第2号イ>	5	人	☒	③	操作員種別 <第2号ウ>	区職員	操作員の詳細 <第2号ウ関連>	児童相談所設置準備課職員及び子ども家庭支援センター職員
☒	④	データ処理件数 <第2号エ>	10	件	☒	⑤	操作端末種別 <第2号オ>	内部情報系端末 (switchPC)	(その他の場合) 操作端末の詳細 <第2号オ関連>						
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>															
確認事項								確認事項への具体的対応・代替措置等							
☒	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など						☒	バックアップ	手動で月次バックアップを行う。					
								☒	データの暗号化	データは全て暗号化されている。					
								☒	ログの取得管理	ログ取得ソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を行っている。					
								☒	パスワード認証	区職員PCのログインに当たっては、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。					
								無	ICカード認証						
								無	生体認証						
								☒	データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。					
								☒	ウイルス対策ソフトの導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。					
								☒	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。					
								無	(その他)						
☒	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>						システムを利用する職員は業務担当者と限定している。							
☒	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>						必要最小限に限定している。							

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務			
主管部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課、杉並保健所保健サービス課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
○	外部委託	変更	令和7年5月27日	杉並区要支援家庭サービス実施要綱
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
○	電算入力	変更	令和7年5月27日	
○	外部結合	変更	令和7年5月27日	
案件の概要	区では、児童虐待の予防、重篤化の防止のため、要支援・要保護の児童を対象とした支援事業を委託により実施している。 令和6年4月に増加する児童虐待に対応することを目的に児童福祉法が改正され、それを踏まえ、「要支援家庭を対象としたショートステイ事業」の充実、「子育て世帯訪問支援事業」「子どもイブニングステイ事業」を新たに実施するなどしたところである。 現在これらの事業に関わる家庭の状況は、電話や郵送等で報告をもらっているが、ケースワーカーが虐待対応で離席することも多く、また郵送はこれまで以上に日数がかかるようになっていることから、情報共有に時間がかかっている。これに加え、支援事業の利用者数が伸びていることから、事務負担や係る経費の削減も課題となっている。 こうした状況を解決し、迅速かつ的確に状況を把握し、児童虐待対応を遅滞なく実施できるよう、また事務の効率化を図るため、委託先とのケースの情報の授受にクラウドサービスによる情報共有ツールを活用する。 【支援事業の利用延べ人数】令和6年度2月末現在 要支援ショートステイ 296人 子育て世帯訪問支援事業 1,132人 子どもイブニングステイ事業 14人 【外部委託】 外部委託3件について、外部委託先との授受の方法にクラウドサービスによる「外部結合」を追加する。 【電算入力】 子ども見守り情報共有ツールに「住所」等4項目を新たに記録する。 【外部結合】 外部委託先との授受の方法に係る外部結合について、区のSwitchPCと民間事業者のクラウドサービスをインターネット回線で結合し、取得及び提供する項目に「住所」等4項目を追加する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

外部委託の記録1

業務の名称	児童虐待の予防と解決のための調整		に関する業務
部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課、杉並保健所保健サービス課		
委託先の区分	家事援助等のヘルパー事業を実施している事業者		
委託の期間	☐ 単年度 ☒ 継続		
委託の内容	養育支援を必要とする家庭に対するヘルパー（家事援助、育児支援、相談）の訪問		
再委託の内容・理由			
委託の条件	☒ 個人情報に関する秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告	
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等	
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守	
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☒ 文書 ☐ 磁気媒体 ☒ 外部結合 ☐ その他: 外部結合による授受 外部結合の記録 1 のとおり		

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	続柄
5	電話番号
6	緊急連絡先
7	健康状態
8	家族構成
9	住居の状態
10	相談の内容
11	支援計画の内容
12	保育園・学校等の名称
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務
主管部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課、杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	杉並区要支援家庭サービス事業実施要綱
利用目的(全体)	・児童虐待の予防と解決のため ・児童福祉法に基づく、特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭に対し、関係機関との連携による適切な相談支援を行うため

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 ＜第1号＞	ア	養護施設等で宿泊等により要支援・要保護児童を預かり、保護者に対する支援を行う
	イ	要支援・要保護児童のいる家庭及び特定妊婦に子育てに関する情報提供、家事・育児の援助等を行う
	ウ	要支援・要保護家庭の中高校生世代の子どもたちを対象としたイブニングステイ事業の整備・運営
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1						☐	
2						☐	
3						☐	
4						☐	
5						☐	
6						☐	
7						☐	
8						☐	
9						☐	
10						☐	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務
主管部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課、杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	杉並区要支援家庭サービス実施要綱
利用目的(全体)	・児童虐待の予防と解決のため ・児童福祉法に基づく、特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭に対し、関係機関との連携による適切な相談支援を行うため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉	
☑	選定に使用した選定基準等
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)	
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉	
☑	契約書等への記載事項
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。))である場合も同様とする。)<第3号イ>
無	④ 【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>
無	⑫ 【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)	
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉	
☑	確認事項
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑯の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>
無	⑰ 【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉

外部委託の記録3

業務の名称	児童虐待の予防と解決のための調整		に関する業務
部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課、杉並保健所保健サービス課		
委託先の区分	乳児院及び児童養護施設		
委託の期間	☐ 単年度 ☒ 継続		
委託の内容	要支援家庭を対象とした子どもショートステイ(養育支援を必要とする家庭の児童)		
再委託の内容・理由			
委託の条件	☒ 個人情報に関する秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告	
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等	
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守	
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☒ 文書 ☐ 磁気媒体 ☒ 外部結合 ☐ その他: 外部結合による授受 外部結合の記録 3 のとおり		

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	続柄
6	電話番号
7	収入の状況
8	税額等の状況
9	健康状態
10	発育の状況
11	傷病等の状況
12	治療等の状況
13	診断結果の状況
14	家庭の状況
15	年金・保険加入状況
16	公的給付支給状況
17	相談の内容
18	申請理由
19	施設入所
20	指導・処遇の内容
21	職業
22	幼稚園・子供園・保育施設名
23	学校名・学年
24	学童クラブの状況
25	通園・通学等の方法・経路

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務
主管部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課、杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	杉並区要支援家庭サービス事業実施要綱
利用目的(全体)	・児童虐待の予防と解決のため ・児童福祉法に基づく、特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭に対し、関係機関との連携による適切な相談支援を行うため

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	養護施設等で宿泊等により要支援・要保護児童を預かり、保護者に対する支援を行う
	イ	要支援・要保護児童のいる家庭及び特定妊婦に子育てに関する情報提供、家事・育児の援助等を行う
	ウ	要支援・要保護家庭の中高校生世代の子どもたちを対象としたイブニングステイ事業の整備・運営
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
		ア	イ	ウ	エ	☑	・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉
委託先等に取り扱わせることが必要な理由							
1						☐	
2						☐	
3						☐	
4						☐	
5						☐	
6						☐	
7						☐	
8						☐	
9						☐	
10						☐	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務
主管部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課、杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	杉並区要支援家庭サービス実施要綱
利用目的(全体)	・児童虐待の予防と解決のため ・児童福祉法に基づく、特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭に対し、関係機関との連携による適切な相談支援を行うため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉	
☑	選定に使用した選定基準等
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)	
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉	
☑	契約書等への記載事項
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)<第3号イ>
無	④ 【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>
無	⑫ 【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)	
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉	
☑	確認事項
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑯の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>
無	⑰ 【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉

外部委託の記録7

業務の名称	児童虐待の予防と解決のための調整		に関する業務
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課		
委託先の区分	民間事業者		
委託の期間	☐ 単年度 ☒ 継続		
委託の内容	要支援・要保護家庭の中高生世代の子どもを対象とした子どもイブニングステイ事業の整備・運営		
再委託の内容・理由			
委託の条件	☒ 個人情報の秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告	
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等	
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守	
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☒ 文書 ☐ 磁気媒体 ☒ 外部結合 ☒ その他：電子メール 外部結合による授受 外部結合の記録 7 のとおり		

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	続柄
6	電話番号
7	健康状態
8	傷病等の状況
9	治療等の状況
10	診断結果の状況
11	家庭の状況
12	相談の内容
13	施設入所
14	指導・処遇の内容
15	学校名・学年
16	通園・通学等の方法・経路
17	メールアドレス
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務
主管部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課、杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	杉並区要支援家庭サービス事業実施要綱
利用目的(全体)	・児童虐待の予防と解決のため ・児童福祉法に基づく、特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭に対し、関係機関との連携による適切な相談支援を行うため

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	養護施設等で宿泊等により要支援・要保護児童を預かり、保護者に対する支援を行う
	イ	要支援・要保護児童のいる家庭及び特定妊婦に子育てに関する情報提供、家事・育児の援助等を行う
	ウ	要支援・要保護家庭の中高校生世代の子どもたちを対象としたイブニングステイ事業の整備・運営
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1						☐	
2						☐	
3						☐	
4						☐	
5						☐	
6						☐	
7						☐	
8						☐	
9						☐	
10						☐	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務
主管部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課、杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	杉並区要支援家庭サービス実施要綱
利用目的(全体)	・児童虐待の予防と解決のため ・児童福祉法に基づく、特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭に対し、関係機関との連携による適切な相談支援を行うため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉	
☑	選定に使用した選定基準等
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)	
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉	
☑	契約書等への記載事項
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。))である場合も同様とする。)<第3号イ>
無	④ 【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>
無	⑫ 【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)	
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉	
☑	確認事項
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑯の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>
無	⑰ 【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉

電子計算組織への記録

電子計算組織 の名称	子ども見守り情報共有ツール		
利用業務	No	業務名	部課名
	1	児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課、杉並保健所保健サービス課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	施設番号
2	氏名
3	生年月日
4	確認年月日
5	確認方法
6	児童の状況
7	家族の状況
8	区分
9	所属機関名
10	学年
11	ケース担当機関
12	ケース担当者
13	住所
14	性別
15	電話番号
16	メールアドレス
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務
主管部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課、杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	杉並区要支援家庭サービス事業実施要綱
利用目的(全体)	・児童虐待の予防と解決のため ・児童福祉法に基づく、特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭に対し、関係機関との連携による適切な相談支援を行うため

システム名	子ども見守り情報共有ツール
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	児童福祉法に基づく、特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭を支援するために、要支援サービス事業実施事業者と情報共有をする。

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>
		☒ 電子計算組織への記録が必要な理由			☒ 電子計算組織への記録が必要な理由
1	住所	☒ 正確で効率的な事務処理を行うため。	11		☐
2	性別	☒ 正確で効率的な事務処理を行うため。	12		☐
3	電話番号	☒ 正確で効率的な事務処理を行うため。	13		☐
4	メールアドレス	☒ 正確で効率的な事務処理を行うため。	14		☐
5		☐	15		☐
6		☐	16		☐
7		☐	17		☐
8		☐	18		☐
9		☐	19		☐
10		☐	20		☐

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務
主管部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課、杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	杉並区要支援家庭サービス事業実施要綱
利用目的(全体)	・児童虐待の予防と解決のため ・児童福祉法に基づく、特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭に対し、関係機関との連携による適切な相談支援を行うため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)															
・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>															
☒	①	対象者数<第2号ア>	200	人	☒	②	操作員数<第2号イ>	100	人	☒	③	操作員種別<第2号ウ>	区職員及び区職員以外	操作員の詳細<第2号ウ関連>	子ども家庭支援課職員、保健センター職員、委託事業者
☒	④	データ処理件数<第2号エ>	1500	件	☒	⑤	操作端末種別<第2号オ>	内部情報系端末(switchPC)	(その他の場合)操作端末の詳細<第2号オ関連>						
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>															
確認事項															
確認事項への具体的対応・代替措置等															
☒	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など						☒	バックアップ	自動で日次バックアップを行う。					
								☒	データの暗号化	データは全て暗号化されている。					
								☒	ログの取得管理	システムへのアクセスログを取得する。					
								☒	パスワード認証	個人のIDとパスワード認証を行う。					
								無	ICカード認証						
								無	生体認証						
								☒	データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。					
								☒	ウイルス対策ソフトの導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。					
								☒	無停電電源装置(UPS)の導入	データセンターに無停電電源装置が導入されている。					
								☒	(その他)	事業者にはクライアント証明を発行する。					
☒	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>						要支援家庭サービス事業を管理する子ども家庭支援課職員、保健センター職員、児童相談所設置準備課職員及び事業を実施する事業所職員に限定している。							
☒	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>						クラウドサービスにより提供・運営されるシステムのため、保有個人情報の複製及び送信を行うことはない。保有個人情報が記載された媒体の外部への送付及び持ち出しは行わない。							

外部結合の記録1

業務の名称	児童虐待の予防と解決のための調整	に関する業務
部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課、杉並保健所保健サービス課	
外部結合の相手方	民間事業者(クラウドサービス事業者) ※電気通信回線の接続先	
外部結合の方法	☐ LGWAN回線 ☒ インターネット回線 ☐ 専用回線: ☐ その他:	
外部結合を行う理由	民間事業者が提供する子ども見守り情報共有ツールを用いて、ケースの利用状況を管理するため。	
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	家事援助等のヘルパー事業を実施している事業者	
関連帳票	外部委託の記録 1	

項番	外部結合による提供をした個人情報の項目
1	施設番号
2	氏名
3	生年月日
4	確認年月日
5	確認方法
6	児童の状況
7	家族の状況
8	区分
9	所属機関名
10	学年
11	ケース担当機関
12	ケース担当者
13	住所
14	電話番号
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による取得をした個人情報の項目
1	施設番号
2	氏名
3	生年月日
4	確認年月日
5	確認方法
6	児童の状況
7	家族の状況
8	区分
9	所属機関名
10	学年
11	ケース担当機関
12	ケース担当者
13	住所
14	電話番号
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務
主管部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課、杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	杉並区要支援家庭サービス事業実施要綱
利用目的(全体)	・児童虐待の予防と解決のため ・児童福祉法に基づく、特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭に対し、関係機関との連携による適切な相談支援を行うため

システム名	子ども見守り情報共有ツール
外部結合を行う業務の内容	民間事業者が提供する子ども見守り情報共有ツールを用いて、ケースの利用状況を管理するため。

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
1	住所	住所	☒	クラウドサービスを利用して業務を行うため
2	電話番号	電話番号	☒	クラウドサービスを利用して業務を行うため
3			☐	
4			☐	
5			☐	
6			☐	
7			☐	
8			☐	
9			☐	
10			☐	

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務
主管部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課、杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	杉並区要支援家庭サービス事業実施要綱
利用目的(全体)	・児童虐待の予防と解決のため ・児童福祉法に基づく、特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭に対し、関係機関との連携による適切な相談支援を行うため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
①	外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連>	クラウドサービスを提供する事業者
②	外部結合の方法<第4号>	インターネット回線	その他の場合の詳細<第4号関連>	
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
確認事項			確認事項への具体的対応・代替措置等	
③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>		根拠	根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部結合による提供】 保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。
			具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 民間利用者が提供する子ども見守り情報共有ツールを用いて、ケースの利用状況を管理するため。
④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>			
⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>			
⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>			
⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>		提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。	
⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>			
⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>			
⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>			

外部結合の記録3

業務の名称	児童虐待の予防と解決のための調整	に関する業務
部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課、杉並保健所保健サービス課	
外部結合の相手方	民間事業者(クラウドサービス事業者) ※電気通信回線の接続先	
外部結合の方法	☐ LGWAN回線 ☒ インターネット回線 ☐ 専用回線: ☐ その他:	
外部結合を行う理由	民間事業者が提供する子ども見守り情報共有ツールを用いて、ケースの利用状況を管理するため。	
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	乳児院及び児童養護施設	
関連帳票	外部委託の記録 3	

項番	外部結合による提供をした個人情報の項目
1	施設番号
2	氏名
3	生年月日
4	確認年月日
5	確認方法
6	児童の状況
7	家族の状況
8	区分
9	所属機関名
10	学年
11	ケース担当機関
12	ケース担当者
13	住所
14	性別
15	電話番号
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による取得をした個人情報の項目
1	施設番号
2	氏名
3	生年月日
4	確認年月日
5	確認方法
6	児童の状況
7	家族の状況
8	区分
9	所属機関名
10	学年
11	ケース担当機関
12	ケース担当者
13	住所
14	性別
15	電話番号
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務
主管部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課、杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	杉並区要支援家庭サービス事業実施要綱
利用目的(全体)	・児童虐待の予防と解決のため ・児童福祉法に基づく、特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭に対し、関係機関との連携による適切な相談支援を行うため

システム名	子ども見守り情報共有ツール
外部結合を行う業務の内容	民間事業者が提供する子ども見守り情報共有ツールを用いて、ケースの利用状況を管理するため。

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
1	住所	住所	☒	クラウドサービスを利用して業務を行うため
2	性別	性別	☒	クラウドサービスを利用して業務を行うため
3	電話番号	電話番号	☒	クラウドサービスを利用して業務を行うため
4			☐	
5			☐	
6			☐	
7			☐	
8			☐	
9			☐	
10			☐	

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務
主管部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課、杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	杉並区要支援家庭サービス事業実施要綱
利用目的(全体)	・児童虐待の予防と解決のため ・児童福祉法に基づく、特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭に対し、関係機関との連携による適切な相談支援を行うため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
☒	①	外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連> クラウドサービスを提供する事業者
☒	②	外部結合の方法<第4号>	インターネット回線	その他の場合の詳細<第4号関連>
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
☒	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等	
☒	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>	根拠 根拠 根拠 具体的内容	根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部結合による提供】 保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 民間利用者が提供する子ども見守り情報共有ツールを用いて、ケースの利用状況を管理するため。
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>		
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>		
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>		
☒	⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。	
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>		
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>		
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>		

外部結合の記録7

業務の名称	児童虐待の予防と解決のための調整	に関する業務
部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課	
外部結合の相手方	民間事業者(クラウドサービス事業者) ※電気通信回線の接続先	
外部結合の方法	☐ LGWAN回線 ☒ インターネット回線 ☐ 専用回線: ☐ その他:	
外部結合を行う理由	民間事業者が提供する子ども見守り情報共有ツールを用いて、ケースの利用状況を管理するため。	
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	民間事業者	
関連帳票	外部委託の記録 7	

項番	外部結合による提供をした個人情報の項目
1	施設番号
2	氏名
3	生年月日
4	確認年月日
5	確認方法
6	児童の状況
7	家族の状況
8	区分
9	所属機関名
10	学年
11	ケース担当機関
12	ケース担当者
13	住所
14	性別
15	電話番号
16	メールアドレス
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による取得をした個人情報の項目
1	施設番号
2	氏名
3	生年月日
4	確認年月日
5	確認方法
6	児童の状況
7	家族の状況
8	区分
9	所属機関名
10	学年
11	ケース担当機関
12	ケース担当者
13	住所
14	性別
15	電話番号
16	メールアドレス
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務
主管部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課、杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	杉並区要支援家庭サービス事業実施要綱
利用目的(全体)	・児童虐待の予防と解決のため ・児童福祉法に基づく、特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭に対し、関係機関との連携による適切な相談支援を行うため

システム名	子ども見守り情報共有ツール
外部結合を行う業務の内容	民間事業者が提供する子ども見守り情報共有ツールを用いて、ケースの利用状況を管理するため。

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
1	住所	住所	☒	クラウドサービスを利用して業務を行うため
2	性別	性別	☒	クラウドサービスを利用して業務を行うため
3	電話番号	電話番号	☒	クラウドサービスを利用して業務を行うため
4	メールアドレス	メールアドレス	☒	クラウドサービスを利用して業務を行うため
5			☐	
6			☐	
7			☐	
8			☐	
9			☐	
10			☐	

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名		産後ケア事業に関する業務		
主管部課名		子ども家庭部子ども家庭支援課		
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
○	電算入力	変更	令和7年5月27日	
○	外部結合	新規	令和7年5月27日	
案件の概要	区では、子育て支援の充実及び児童虐待防止を図るため、継続的な支援が必要な産後の母子及び妊婦を対象に、要支援家庭産後ケア事業を実施している。 現在、本事業で関わる利用者の状況は、電話や郵送等で報告をもらっているが、担当保健師が離席することも多く、また郵送による報告は月1回であることから、情報共有に時間がかかっている。 こうした状況を解決し、迅速かつ的確に状況を把握し、児童虐待対応を遅滞なく実施できるよう、また事務の効率化を図るため、委託先とのケースの情報の授受にクラウドサービスによる子ども見守り情報共有ツールを活用する。 要支援家庭産後ケア事業の利用延べ日数 132日(令和6年度2月末現在) 【電算入力】 子ども見守り情報共有ツールに「実施施設名」の項目を新たに記録する。(本事業で利用する電算項目は「氏名」等8項目) 【外部結合】 区のSwitchPCと民間事業者のクラウドサービスをインターネット回線で結合し、個人情報を提供及び取得する。			
	令和 年 月 日			
	報告了承			
	以下のとおり			
	()			
備考				

外部委託の記録1

業務の名称	産後ケア事業		に関する業務
部課名	子ども家庭部地域子育て支援課、子ども家庭支援課、杉並保健所保健サービス課		
委託先の区分	医療機関・助産院等		
委託の期間	☐ 単年度 ☒ 継続		
委託の内容	医療機関等の施設における、母体の休養・体力の回復、乳児に対するケア、育児に関する指導及びカウンセリングの実施(宿泊又は日帰りによる)		
再委託の内容・理由			
委託の条件	☒ 個人情報に関する秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告	
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等	
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守	
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☒ 文書 ☐ 磁気媒体 ☒ 外部結合 ☐ その他: 外部結合による授受 外部結合の記録 1 のとおり		

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	電話番号
5	緊急連絡先
6	健康状態
7	家族構成
8	相談の内容
9	妊娠・分娩・産後の状況
10	保健指導の内容
11	必要な支援の内容
12	医療機関名
13	担当者
14	費用区分
15	産後ケア利用承認番号
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

電子計算組織への記録

電子計算組織 の名称	子ども見守り情報共有ツール		
利用業務	No	業務名	部課名
	1	児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課、杉並保健所保健サービス課
	2	産後ケア事業に関する業務	子ども家庭部地域子育て支援課、子ども家庭支援課、杉並保健所保健サービス課
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	施設番号
2	氏名
3	生年月日
4	確認年月日
5	確認方法
6	児童の状況
7	家族の状況
8	区分
9	所属機関名
10	学年
11	ケース担当機関
12	ケース担当者
13	実施施設名
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	産後ケア事業に関する業務
主管部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	継続支援が必要な妊婦及び産後早期の母子に対し、産後ケア事業を実施するため

システム名	子ども見守り情報共有ツール
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	ケースの基本情報、利用状況

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>
		☒ 電子計算組織への記録が必要な理由			☒ 電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☒ 正確で効率的な事務処理を行うため。	11		☐
2	生年月日	☒ 正確で効率的な事務処理を行うため。	12		☐
3	児童の状況	☒ 正確で効率的な事務処理を行うため。	13		☐
4	家族の状況	☒ 正確で効率的な事務処理を行うため。	14		☐
5	区分	☒ 正確で効率的な事務処理を行うため。	15		☐
6	ケース担当機関	☒ 正確で効率的な事務処理を行うため。	16		☐
7	ケース担当者	☒ 正確で効率的な事務処理を行うため。	17		☐
8	実施施設名	☒ 正確で効率的な事務処理を行うため。	18		☐
9		☐	19		☐
10		☐	20		☐

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	産後ケア事業に関する業務
主管部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	継続支援が必要な妊婦及び産後早期の母子に対し、産後ケア事業を実施するため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)

・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>

①	対象者数 ＜第2号ア＞	60	人	②	操作員数 ＜第2号イ＞	100	人	③	操作員種別 ＜第2号ウ＞	区職員及び区職員 以外	操作員の詳細 ＜第2号ウ関連＞	子ども家庭支援課職員、保健セン ター職員、委託事業者
④	データ処 理件数 ＜第2号エ＞	300	件	⑤	操作端末 種別 ＜第2号オ＞	内部情報系 端末 (switchPC)	(その他の場合) 操作端末の詳細 ＜第2号オ関連＞					
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。＜第3号～第5号＞												
確認事項							確認事項への具体的対応・代替措置等					
⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。＜第3号＞ ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など						バックアップ	自動で日次バックアップを行う。				
							データの暗号化	データは全て暗号化されている。				
							ログの取得管理	システムへのアクセスログを取得する。				
							パスワード認証	個人のIDとパスワード認証を行う。				
							ICカード認証					
							生体認証					
							データ持ち出し管理 ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。				
							ウイルス対策ソフトの 導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。				
							無停電電源装置 (UPS)の導入	データセンターに無停電電源装置が導入されている。				
							(その他)	事業者にはクライアント証明を発行する。				
⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。＜第4号＞						要支援産後ケア事業を管理する子ども家庭支援課職員、保健センター職員及び事業を実施する事業所職員に限定している。					
⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。＜第5号＞						クラウドサービスにより提供・運営されるシステムのため、保有個人情報の複製及び送信を行うことはない。保有個人情報が記載された媒体の外部への送付及び持ち出しは行わない。					

外部結合の記録1

業務の名称	産後ケア事業	に関する業務
部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課	
外部結合の相手方	民間事業者(クラウドサービス事業者) ※電気通信回線の接続先	
外部結合の方法	☐ LGWAN回線 ☒ インターネット回線 ☐ 専用回線: ☐ その他:	
外部結合を行う理由	民間事業者が提供する子ども見守り情報共有ツールを用いて、ケースの利用状況を管理するため	
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	医療機関・助産院等	
関連帳票	外部委託の記録 1	

項番	外部結合による提供をした個人情報の項目
1	氏名
2	生年月日
3	児童の状況
4	家族の状況
5	区分
6	ケース担当機関
7	ケース担当者
8	実施施設名
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による取得をした個人情報の項目
1	氏名
2	生年月日
3	児童の状況
4	家族の状況
5	区分
6	ケース担当機関
7	ケース担当者
8	実施施設名
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	産後ケア事業に関する業務
主管部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	継続支援が必要な妊婦及び産後早期の母子に対し、産後ケア事業を実施するため

システム名	子ども見守り情報共有ツール
外部結合を行う業務の内容	ケースの基本情報、利用状況

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
1	氏名	氏名	☒	クラウドサービスを利用して業務を行うため
2	生年月日	生年月日	☒	クラウドサービスを利用して業務を行うため
3	児童の状況	児童の状況	☒	クラウドサービスを利用して業務を行うため
4	家族の状況	家族の状況	☒	クラウドサービスを利用して業務を行うため
5	区分	区分	☒	クラウドサービスを利用して業務を行うため
6	ケース担当機関	ケース担当機関	☒	クラウドサービスを利用して業務を行うため
7	ケース担当者	ケース担当者	☒	クラウドサービスを利用して業務を行うため
8	実施施設名	実施施設名	☒	クラウドサービスを利用して業務を行うため
9			☐	
10			☐	

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	産後ケア事業に関する業務
主管部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	継続支援が必要な妊婦及び産後早期の母子に対し、産後ケア事業を実施するため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
☒	①	外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連> クラウドサービスを提供する事業者
☒	②	外部結合の方法<第4号>	インターネット回線	その他の場合の詳細<第4号関連>
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
☒	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等	
☒	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>		根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある 根拠 【利用目的のための外部結合による提供】保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 具体的内容 民間利用者が提供する子ども見守り情報共有ツールを用いて、ケースの利用状況を管理するため。
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>		
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>		
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>		
☒	⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘密性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>		提供する個人情報は全て業務に必要なため、当該措置は実施しない。
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>		
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>		
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>		

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	保育に関する業務			
主管部課名	子ども家庭部保育課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
○	外部提供	新規	令和7年5月27日	
	電算入力		令和 年 月 日	
○	外部結合	新規	令和7年5月27日	
案件の概要	「こども未来戦略」に基づき、「こども誰でも通園制度」が新たに創設されることとなった。 この制度は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付である。令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施されることとなる。 本件制度の実施に伴い、円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図る観点から、こども家庭庁において総合支援システムが構築されている。当該システムには、利用者が簡単に予約ができる機能（予約管理機能）、事業者がこどもの情報を把握したり、区が利用状況を確認できる機能（データ管理機能）、事業者から区への請求を容易にする機能（請求書発行機能）が備わっており、本件制度の実施にあたっては、当該システムの利用が必須となる。 【外部提供・外部結合】 こども誰でも通園制度総合支援システムを利用して、利用者情報の登録や予約管理等を行うため、新たにこども家庭庁への外部提供及び外部結合を行う。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

外部提供の記録

業務の名称	保育			に関する業務
部課名	子ども家庭部保育課			
外部提供を受ける者	こども家庭庁			
外部提供を受ける者の利用目的	こども誰でも通園制度総合支援システムを提供するため			
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり ☒ 相当の理由がある		
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)		
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)		
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号	
	上記の法令根拠又は相当の理由	こども誰でも通園制度総合支援システムを利用するため		
外部提供の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☒ 外部結合 ☐ その他:			
	外部結合による提供	外部結合の記録 のとおり		
外部提供の相手方に求めた措置の内容				

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	続柄
6	電話番号
7	メールアドレス
8	収入・所得
9	課税状況
10	身体・精神・知的障害状況
11	健康状態
12	傷病名・傷病歴
13	食物アレルギーの有無
14	成育歴
15	生活保護受給状況
16	相談の内容
17	就労・就学状況
18	対応・助言の内容
19	登園時間・降園時間
20	預かり時の様子
21	利用施設
22	家族構成
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	保育に関する業務
主管部課名	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等	杉並区乳児等通園支援事業実施要綱
利用目的(全体)	保育所等において保育を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称				
	部課名				
	目的外利用を行う理由				
外部提供	外部提供先の種別	行政機関			
	外部提供先(詳細)	こども家庭庁			
	外部提供の方法	その他			方法(詳細)

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑ こども誰でも通園制度総合支援システムを利用するため	11	健康状態	☑ こども誰でも通園制度総合支援システムを利用するため
2	住所	☑ こども誰でも通園制度総合支援システムを利用するため	12	傷病名・傷病歴	☑ こども誰でも通園制度総合支援システムを利用するため
3	性別	☑ こども誰でも通園制度総合支援システムを利用するため	13	食物アレルギーの有無	☑ こども誰でも通園制度総合支援システムを利用するため
4	生年月日	☑ こども誰でも通園制度総合支援システムを利用するため	14	成育歴	☑ こども誰でも通園制度総合支援システムを利用するため
5	続柄	☑ こども誰でも通園制度総合支援システムを利用するため	15	生活保護受給状況	☑ こども誰でも通園制度総合支援システムを利用するため
6	電話番号	☑ こども誰でも通園制度総合支援システムを利用するため	16	相談の内容	☑ こども誰でも通園制度総合支援システムを利用するため
7	メールアドレス	☑ こども誰でも通園制度総合支援システムを利用するため	17	就労・就学状況	☑ こども誰でも通園制度総合支援システムを利用するため
8	収入・所得	☑ こども誰でも通園制度総合支援システムを利用するため	18	対応・助言の内容	☑ こども誰でも通園制度総合支援システムを利用するため
9	課税状況	☑ こども誰でも通園制度総合支援システムを利用するため	19	登園時間・降園時間	☑ こども誰でも通園制度総合支援システムを利用するため
10	身体・精神・知的障害状況	☑ こども誰でも通園制度総合支援システムを利用するため	20	預かり時の様子	☑ こども誰でも通園制度総合支援システムを利用するため

目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)		目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>				業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>	
		☒	目的外利用又は外部提供が必要な理由			☒	目的外利用又は外部提供が必要な理由
No				No			
21	利用施設	☒	こども誰でも通園制度総合支援システムを利用するため	36		☐	
22	家族構成	☒	こども誰でも通園制度総合支援システムを利用するため	37		☐	
23		☐		38		☐	
24		☐		39		☐	
25		☐		40		☐	
26		☐		41		☐	
27		☐		42		☐	
28		☐		43		☐	
29		☐		44		☐	
30		☐		45		☐	
31		☐		46		☐	
32		☐		47		☐	
33		☐		48		☐	
34		☐		49		☐	
35		☐		50		☐	

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	保育に関する業務
主管部課名	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等	杉並区乳児等通園支援事業実施要綱
利用目的(全体)	保育所等において保育を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部提供】 保有個人情報等を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 こども誰でも通園制度総合支援システムを利用するため
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
☑	⑤	個人情報を提供するに当たり、 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	こども誰でも通園制度総合支援システムを利用するにあたり、全て必要な情報であるため、当該措置は実施しない。
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

外部結合の記録

業務の名称	保育	に関する業務
部課名	子ども家庭部保育課	
外部結合の相手方	民間事業者(子ども誰でも通園制度総合支援システム事業者) ※電気通信回線の接続先	
外部結合の方法	☒ LGWAN回線 ☒ インターネット回線 ☐ 専用回線: ☐ その他:	
外部結合を行う理由	子ども家庭庁が設置する子ども誰でも通園制度総合支援システムにおいて、区職員が予約管理その他外部結合を行う業務を実施するため	
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	子ども家庭庁	
関連帳票	外部提供の記録	

項番	外部結合による提供をした個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	続柄
6	電話番号
7	メールアドレス
8	収入・所得
9	課税状況
10	身体・精神・知的障害状況
11	健康状態
12	傷病名・傷病歴
13	食物アレルギーの有無
14	成育歴
15	生活保護受給状況
16	相談の内容
17	就労・就学状況
18	対応・助言の内容
19	登園時間・降園時間
20	預かり時の様子
21	利用施設
22	家族構成
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による取得をした個人情報の項目
1	氏名
2	
3	
4	生年月日
5	続柄
6	電話番号
7	メールアドレス
8	
9	
10	身体・精神・知的障害状況
11	健康状態
12	傷病名・傷病歴
13	食物アレルギーの有無
14	成育歴
15	
16	相談の内容
17	就労・就学状況
18	対応・助言の内容
19	登園時間・降園時間
20	預かり時の様子
21	利用施設
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	保育に関する業務
主管部課名	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等	杉並区乳児等通園支援事業実施要綱
利用目的(全体)	保育所等において保育を行うため

システム名	こども誰でも通園制度総合支援システム
外部結合を行う業務の内容	利用者情報登録、予約管理、記録の作成、利用状況の確認

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
1	氏名	氏名	☒	区職員がこども誰でも通園制度総合支援システムを利用して業務を行うため
2	住所		☒	区職員がこども誰でも通園制度総合支援システムを利用して業務を行うため
3	性別		☒	区職員がこども誰でも通園制度総合支援システムを利用して業務を行うため
4	生年月日	生年月日	☒	区職員がこども誰でも通園制度総合支援システムを利用して業務を行うため
5	続柄	続柄	☒	区職員がこども誰でも通園制度総合支援システムを利用して業務を行うため
6	電話番号	電話番号	☒	区職員がこども誰でも通園制度総合支援システムを利用して業務を行うため
7	メールアドレス	メールアドレス	☒	区職員がこども誰でも通園制度総合支援システムを利用して業務を行うため
8	収入・所得		☒	区職員がこども誰でも通園制度総合支援システムを利用して業務を行うため
9	課税状況		☒	区職員がこども誰でも通園制度総合支援システムを利用して業務を行うため
10	身体・精神・知的障害状況	身体・精神・知的障害状況	☒	区職員がこども誰でも通園制度総合支援システムを利用して業務を行うため

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 (下線は要配慮個人情報)			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
11	健康状態	健康状態	☒	区職員がこども誰でも通園制度総合支援システムを利用して業務を行うため
12	傷病名・傷病歴	傷病名・傷病歴	☒	区職員がこども誰でも通園制度総合支援システムを利用して業務を行うため
13	食物アレルギーの有無	食物アレルギーの有無	☒	区職員がこども誰でも通園制度総合支援システムを利用して業務を行うため
14	成育歴	成育歴	☒	区職員がこども誰でも通園制度総合支援システムを利用して業務を行うため
15	生活保護受給状況		☒	区職員がこども誰でも通園制度総合支援システムを利用して業務を行うため
16	相談の内容	相談の内容	☒	区職員がこども誰でも通園制度総合支援システムを利用して業務を行うため
17	就労・就学状況	就労・就学状況	☒	区職員がこども誰でも通園制度総合支援システムを利用して業務を行うため
18	対応・助言の内容	対応・助言の内容	☒	区職員がこども誰でも通園制度総合支援システムを利用して業務を行うため
19	登園時間・降園時間	登園時間・降園時間	☒	区職員がこども誰でも通園制度総合支援システムを利用して業務を行うため
20	預かり時の様子	預かり時の様子	☒	区職員がこども誰でも通園制度総合支援システムを利用して業務を行うため
21	利用施設	利用施設	☒	区職員がこども誰でも通園制度総合支援システムを利用して業務を行うため
22	家族構成		☒	区職員がこども誰でも通園制度総合支援システムを利用して業務を行うため

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	保育に関する業務
主管部課名	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等	杉並区乳児等通園支援事業実施要綱
利用目的(全体)	保育所等において保育を行うため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
☒	①	外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連> システム提供事業者
☒	②	外部結合の方法<第4号>	その他	その他の場合の詳細<第4号関連> 本庁勤務の職員はLGWAN回線 区立保育所勤務の職員はインターネット回線
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
☒	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等	
☒	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>		根拠 根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部結合による提供】保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。 具体的内容 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 区職員が子ども誰でも通園制度総合システムにおいて、利用者情報登録その他外部結合を行う業務を実施するため。
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>		
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>		
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>		
☒	⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>		提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>		
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>		
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>		

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	保育に関する業務			
主管部課名	子ども家庭部保育課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
○	外部提供	新規	令和7年7月1日	
	電算入力		令和 年 月 日	
○	外部結合	新規	令和7年7月1日	
案件の概要	区では、保育所等の利用を希望する世帯から入所申込みを受け付けているが、申込みにあたって、保護者は入所を希望する施設の選択にあたり施設見学を行っているが、見学予約は現状、保育所への電話でのみ受付が可能となっている。 こうしたなか、東京都及び一般財団法人GovTech東京、都内区市町村が参画する保育DXの推進を目的とした「保活ワンストッププロジェクト」により、保護者は民間保活サービスをとおして、保育所等の見学予約をオンライン上で行うことが可能となった。 これにより、保護者は民間保活サービスに登録し、同サービスから都が設置する保活情報連携基盤を経由して、保育施設の見学予約が可能となるが、保育施設には各々が利用する保育ICTシステムをとおして予約情報が通知されることとなる。 その際、区立保育園でも保育ICTシステムをとおして、保護者等の個人情報を含む予約情報を閲覧及び予約の受付が可能となることから、LGWAN回線を用いて外部結合を行う。 【外部提供・外部結合】 都が設置する保活情報連携基盤と区立保育園に設置する保育ICTシステムを外部結合し、「氏名」等7項目を収集し、「予約受付の確認状況」を提供する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

外部提供の記録

業務の名称	保育			に関する業務
部課名	子ども家庭部保育課			
外部提供を受ける者	東京都			
外部提供を受ける者の利用目的	都が保活情報連携基盤を利用し、区立保育園の施設見学予約情報を管理するため。			
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり ☒ 相当の理由がある		
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)		
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)		
		☐ 法第69条第2項第3号 ☐ 法第69条第2項第4号		
	上記の法令根拠又は相当の理由	区立保育園が施設見学予約情報の閲覧・受付を、都が設置する保活情報連携基盤を利用して行うため。		
外部提供の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☒ 外部結合 ☐ その他:			
	外部結合による提供	外部結合の記録 のとおり		
外部提供の相手方に求めた措置の内容				

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	予約受付の確認状況
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	保育に関する業務
主管部課名	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	保育所等において、保育を行うため。

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称					
	部課名					
	目的外利用を行う理由					
外部提供	外部提供先の種別	行政機関				
	外部提供先(詳細)	東京都				
	外部提供の方法	その他			方法(詳細)	外部結合(クラウドサービス)

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)		No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉				業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	
No		☒	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No		☒	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	予約受付の確認状況	☒	施設見学予約者に受付状況を通知するため。	11		☐	
2		☐		12		☐	
3		☐		13		☐	
4		☐		14		☐	
5		☐		15		☐	
6		☐		16		☐	
7		☐		17		☐	
8		☐		18		☐	
9		☐		19		☐	
10		☐		20		☐	

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	保育に関する業務
主管部課名	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	保育所等において、保育を行うため。

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部提供】 保有個人情報外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 区立保育園が施設見学予約情報の閲覧・受付を、都が設置する保活情報連携基盤を利用して行うため。
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
☑	⑤	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

外部結合の記録

業務の名称	保育	に関する業務
部課名	子ども家庭部保育課	
外部結合の相手方	民間事業者(クラウドサービス事業者) ※電気通信回線の接続先	
外部結合の方法	☒ LGWAN回線 ☐ インターネット回線 ☐ 専用回線: ☐ その他:	
外部結合を行う理由	区立保育園が施設見学予約情報の閲覧・受付を、都が設置する保活情報連携基盤を利用して行うため。	
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	東京都	
関連帳票	外部提供の記録	

項番	外部結合による提供をした個人情報の項目
1	予約受付の確認状況
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による取得をした個人情報の項目
1	氏名
2	メールアドレス
3	電話番号
4	生年月日
5	入所希望時期
6	見学希望日時
7	相談の内容
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	保育に関する業務
主管部課名	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	保育所等において、保育を行うため。

システム名	保育園ICTシステム
外部結合を行う業務の内容	民間保活サービスでの予約情報を、都が設置する保活情報連携基盤を経由して、上記システムに到達することになることに伴う、予約情報の確認及び受付

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
1		氏名	☒	施設見学予約者の詳細を確認するため。
2		メールアドレス	☒	施設見学予約者の詳細を確認するため。
3		電話番号	☒	施設見学予約者の詳細を確認するため。
4		生年月日	☒	施設見学予約者の詳細を確認するため。
5		入所希望時期	☒	施設見学予約者の詳細を確認するため。
6		見学希望日時	☒	施設見学予約者の詳細を確認するため。
7		相談内容	☒	施設見学予約者の詳細を確認するため。
8	予約受付の確認状況		☒	施設見学予約者に受付状況を通知するため。
9				
10				

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	保育に関する業務
主管部課名	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	保育所等において、保育を行うため。

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
☐	①	外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連> クラウドサービス事業者
☐	②	外部結合の方法<第4号>	LGWAN回線	その他の場合の詳細<第4号関連>
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
☒	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等	
無	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>		根拠 根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部結合による提供】保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 区立保育園が施設見学予約情報の閲覧・受付を、都が設置する保活情報連携基盤を利用して行うため。
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>		
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>		
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>		
☒	⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>		提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>		
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>		
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>		

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	病児・病後児保育に関する業務			
主管部課名	子ども家庭部保育課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
○	外部委託	変更・新規	令和8年2月1日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
○	電算入力	新規	令和8年2月1日	
○	外部結合	新規	令和8年2月1日	
案件の概要	現在、病児保育室の利用予約に当たっては、保護者からの電話により受け付けている。電話を通じて、児童の症状や様子、医師の診断の有無などを丁寧に聞き取り、病児保育の利用の可否や隔離室の利用の有無などを確認し、予約を確定している。また、定員が埋まっている場合は、キャンセル待ちとして受け付けている。電話による予約受付は、保護者との綿密なコミュニケーションが取れたり、隔離室の利用を柔軟に振り分けることができる一方で、複数の利用者が一斉に連絡をする場合もあるため、電話がつながらない、予約が取りづらいといった状況が発生してしまうことが課題となっている。 こうした状況を踏まえ、令和6年度に改定したデジタル化推進計画において、区が、区内病児保育室全体で利用できる予約システムを導入することを定めた。当該システムを導入することで、保護者の利便性の向上、施設職員の業務の効率化を図ることが可能となり、また、区は委託先の病児保育室の情報を一元管理できることとなる。 今後、令和7年度中に受託者候補者を公募型プロポーザルで選定し、当該受託者候補者にシステム構築及び運用保守業務を委託する。 【外部委託】 ・病児保育室が独自に委託をしている予約システム提供事業者との契約が令和8年2月までに終了となることに伴い、再委託の内容・理由を削除する。 ・予約システムのパッケージ保守等の運用管理、ハードウェア等の運用保守について、予約システム提供事業者への委託を行うため、自己点検を実施する。 【電算入力】 予約システムにおいて「氏名」等を記録するため、自己点検を実施する。 【外部結合】 区がシステムを利用して病児保育室の予約状況管理等を行うため、区のSWITCHネットワークと予約システムをクラウドサービスを通じて新たに外部結合することに伴い、自己点検を実施する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

外部委託の記録1

業務の名称	病児・病後児保育		に関する業務
部課名	子ども家庭部保育課		
委託先の区分	医療法人等		
委託の期間	☐ 単年度 ☒ 継続		
委託の内容	病児・病後児保育事業の実施		
再委託の内容・理由	病児保育室の予約システムの運用管理		
委託の条件	☒ 個人情報に関する秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告	
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等	
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守	
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☒ 文書 ☒ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☒ その他：電子メール 外部結合による授受		

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	続柄
6	電話番号
7	メールアドレス
8	緊急連絡先
9	身体障害の状況
10	健康状態
11	治療等の状況
12	傷病等の状況
13	診断等の状況
14	利用状況
15	保育所等の名称
16	容貌
17	登録番号
18	印影
19	申請理由
20	職業・勤務先
21	就労・就学状況
22	相談内容
23	家族構成
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

外部委託の記録2

業務の名称	病児・病後児保育		に関する業務
部課名	子ども家庭部保育課		
委託先の区分	民間事業者(クラウドサービス事業者)		
委託の期間	☐ 単年度 ☒ 継続		
委託の内容	病児保育予約システムの運用保守業務		
再委託の内容・理由	予約システムの運用・保守の一部を再委託するため		
委託の条件	☒ 個人情報に関する秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告	
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等	
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守	
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☒ 外部結合 ☐ その他: 外部結合による授受 外部結合の記録 1 のとおり		

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	緊急連絡先
6	電話番号
7	続柄
8	メールアドレス
9	身体障害の状況
10	健康状態
11	治療等の状況
12	傷病等の状況
13	診断等の状況
14	容貌
15	登録番号
16	利用状況
17	申請理由
18	家族構成
19	相談内容
20	職業・勤務先
21	就労・就学状況
22	保育所等の名称
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	病児・病後児保育
主管部課名	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等	杉並区病児・病後児保育事業実施要綱
利用目的(全体)	病児・病後児保育事業を実施するため

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	病児保育予約システムの運用保守業務
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)	予約システムの運用・保守の一部を再委託するため	

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)		
							・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由	
1	氏名	○				☑	運用保守するデータベースに含まれるため	
2	住所	○				☑	運用保守するデータベースに含まれるため	
3	性別	○				☑	運用保守するデータベースに含まれるため	
4	生年月日	○				☑	運用保守するデータベースに含まれるため	
5	緊急連絡先	○				☑	運用保守するデータベースに含まれるため	
6	電話番号	○				☑	運用保守するデータベースに含まれるため	
7	続柄	○				☑	運用保守するデータベースに含まれるため	
8	メールアドレス	○				☑	運用保守するデータベースに含まれるため	
9	<u>身体障害の状況</u>	○				☑	運用保守するデータベースに含まれるため	
10	健康状態	○				☑	運用保守するデータベースに含まれるため	

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報		委託先等が取扱う保有 個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 ＜第5号＞	
		No		ア	イ	ウ	エ
11	治療等の状況	○				☒	運用保守するデータベースに含まれるため
12	傷病等の状況	○				☒	運用保守するデータベースに含まれるため
13	診断等の状況	○				☒	運用保守するデータベースに含まれるため
14	容貌	○				☒	運用保守するデータベースに含まれるため
15	登録番号	○				☒	運用保守するデータベースに含まれるため
16	利用状況	○				☒	運用保守するデータベースに含まれるため
17	申請理由	○				☒	運用保守するデータベースに含まれるため
18	家族構成	○				☒	運用保守するデータベースに含まれるため
19	相談内容	○				☒	運用保守するデータベースに含まれるため
20	職業・勤務先	○				☒	運用保守するデータベースに含まれるため
21	就労・就学状況	○				☒	運用保守するデータベースに含まれるため
22	保育所等の名称	○				☒	運用保守するデータベースに含まれるため
23						☐	
24						☐	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	病児・病後児保育に関する業務
主管部課名	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等	杉並区病児・病後児保育事業実施要綱
利用目的(全体)	病児・病後児保育事業を実施するため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉	
☑ 選定に使用した選定基準等	
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)	
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉	
☑	契約書等への記載事項
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)<第3号イ>
無	④ 【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>
無	⑫ 【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)	
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉	
☑	確認事項
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>
無	⑰ 【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘密性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉

電子計算組織への記録

電子計算組織 の名称	病児保育予約システム		
利用業務	No	業務名	部課名
	1	病児・病後児保育	子ども家庭部保育課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	緊急連絡先
6	電話番号
7	続柄
8	メールアドレス
9	身体障害の状況
10	健康状態
11	治療等の状況
12	傷病等の状況
13	診断等の状況
14	容貌
15	登録番号
16	利用状況
17	申請理由
18	家族構成
19	相談内容
20	職業・勤務先
21	就労・就学状況
22	保育所等の名称
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	病児・病後児保育に関する業務
主管部課名	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等	杉並区病児・病後児保育事業実施要綱
利用目的(全体)	病児・病後児保育事業を実施するため

システム名	病児保育予約システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	病児保育予約システムによる予約管理、利用実績報告書の作成等

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>
		☒ 電子計算組織への記録が必要な理由			☒ 電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため	11	治療等の状況	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため
2	住所	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため	12	傷病等の状況	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため
3	性別	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため	13	診断等の状況	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため
4	生年月日	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため	14	容貌	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため
5	緊急連絡先	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため	15	登録番号	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため
6	電話番号	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため	16	利用状況	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため
7	続柄	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため	17	申請理由	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため
8	メールアドレス	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため	18	家族構成	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため
9	身体障害の状況	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため	19	相談内容	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため
10	健康状態	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため	20	職業・勤務先	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため

No	区の機関が管理 する電子計算組 織に記録する 保有個人情報 ※下線は要配慮個 人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の 範囲及び妥当性(第1号)		No	区の機関が管理 する電子計算組 織に記録する 保有個人情報 ※下線は要配慮個 人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の 範囲及び妥当性(第1号)	
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関 が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>	電子計算組織への記録が必要な理由			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関 が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>	電子計算組織への記録が必要な理由
21	就労・就学状況	☒	効率的で正確な事務処理を行うため	35		☐	
22	保育所等の名称	☒	効率的で正確な事務処理を行うため	36		☐	
23		☐		37		☐	
24		☐		38		☐	
25		☐		39		☐	
26		☐		40		☐	
27		☐		41		☐	
28		☐		42		☐	
29		☐		43		☐	
30		☐		44		☐	
31		☐		45		☐	
32		☐		46		☐	
33		☐		47		☐	
34		☐		48		☐	

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	病児・病後児保育に関する業務
主管部課名	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等	杉並区病児・病後児保育事業実施要綱
利用目的(全体)	病児・病後児保育事業を実施するため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)															
・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>															
☒	①	対象者数 <第2号ア>	6,000	人	☒	②	操作員数 <第2号イ>	30	人	☒	③	操作員種別 <第2号ウ>	区職員及び区職員以外	操作員の詳細 <第2号ウ関連>	・病児保育室運営事業者(委託) ・保育課職員
☒	④	データ処理件数 <第2号エ>	7,700	件	☒	⑤	操作端末種別 <第2号オ>	その他	(その他の場合) 操作端末の詳細 <第2号オ関連>		・病児保育室運営事業者所有PC ・保育課職員SWITCHPC				
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>															
確認事項								確認事項への具体的対応・代替措置等							
☒	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など							☒	バックアップ	自動で日次及び月次のバックアップを行う。				
									☒	データの暗号化	通信内容はSSL等により暗号化する。				
									☒	ログの取得管理	アクセスログはリアルタイムで取得する。情報セキュリティインシデントが発生した場合には、速やかに区に報告し、区が必要と認めた場合、ログの開示を行う。				
									☒	パスワード認証	システムのログインには、ID及びパスワードを設定する。				
									☒	ICカード認証	導入しない。				
									☒	生体認証	導入しない。				
									☒	データ持ち出し管理ソフトの導入	導入する。受託者が保有する個人情報の複製・送信及び保有個人情報の記録された媒体の外部への送付又は持出を行う場合は、予め区の承認を得る必要がある。				
									☒	ウイルス対策ソフトの導入	導入する。				
									☒	無停電電源装置(UPS)の導入	システムサーバー等は、日本国内に所有するUPSを導入したデータセンターに設置する。				
									無	(その他)					
☒	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>							システムへのアクセス権は操作員に限定し、操作員の権限は管理者権限及び一般権限に分けることにより業務を行う上で必要最低限の範囲に限定する。						
☒	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>							受託者が保有する個人情報の複製・送信及び保有個人情報が記録された媒体の外部への送付又は持出を行う場合は、予め区の承認を得ることとする。また、区職員がシステムを利用し保有する個人情報の複製・送信及び保有する個人情報が記録された媒体の外部への送付又は持出を行う場合は、上司の承認を得る必要がある。						

外部結合の記録1

業務の名称	病児・病後児保育	に関する業務
部課名	子ども家庭部保育課	
外部結合の相手方	民間事業者(クラウドサービス事業者) ※電気通信回線の接続先	
外部結合の方法	☐ LGWAN回線 ☒ インターネット回線 ☐ 専用回線: ☐ その他:	
外部結合を行う理由	委託先の病児保育室の予約情報等をクラウドサービスを利用して一元管理するため。	
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	民間事業者(クラウドサービス事業者)	
関連帳票	外部委託の記録 2	

項番	外部結合による提供をした個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による取得をした個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	緊急連絡先
6	電話番号
7	続柄
8	メールアドレス
9	身体障害の状況
10	健康状態
11	治療等の状況
12	傷病等の状況
13	診断等の状況
14	容貌
15	登録番号
16	利用状況
17	申請理由
18	家族構成
19	相談内容
20	職業・勤務先
21	就労・就学状況
22	保育所等の名称
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	病児・病後児保育に関する業務
主管部課名	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等	杉並区病児・病後児保育事業実施要綱
利用目的(全体)	病児・病後児保育事業を実施するため

システム名	病児保育予約システム
外部結合を行う業務の内容	委託先の病児保育室の予約情報等の一元管理

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
1		氏名	☒	区職員が予約システムを利用して業務を行うため
2		住所	☒	区職員が予約システムを利用して業務を行うため
3		性別	☒	区職員が予約システムを利用して業務を行うため
4		生年月日	☒	区職員が予約システムを利用して業務を行うため
5		緊急連絡先	☒	区職員が予約システムを利用して業務を行うため
6		電話番号	☒	区職員が予約システムを利用して業務を行うため
7		続柄	☒	区職員が予約システムを利用して業務を行うため
8		メールアドレス	☒	区職員が予約システムを利用して業務を行うため
9		<u>身体障害の状況</u>	☒	区職員が予約システムを利用して業務を行うため
10		<u>健康状態</u>	☒	区職員が予約システムを利用して業務を行うため

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 (下線は要配慮個人情報)			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
11		治療等の状況	☒	区職員が予約システムを利用して業務を行うため
12		傷病等の状況	☒	区職員が予約システムを利用して業務を行うため
13		診断等の状況	☒	区職員が予約システムを利用して業務を行うため
14		容貌	☒	区職員が予約システムを利用して業務を行うため
15		登録番号	☒	区職員が予約システムを利用して業務を行うため
16		利用状況	☒	区職員が予約システムを利用して業務を行うため
17		申請理由	☒	区職員が予約システムを利用して業務を行うため
18		家族構成	☒	区職員が予約システムを利用して業務を行うため
19		相談内容	☒	区職員が予約システムを利用して業務を行うため
20		職業・勤務先	☒	区職員が予約システムを利用して業務を行うため
21		就労・就学状況	☒	区職員が予約システムを利用して業務を行うため
22		保育所等の名称	☒	区職員が予約システムを利用して業務を行うため
23			☐	
24			☐	

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	病児・病後児保育に関する業務
主管部課名	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等	杉並区病児・病後児保育事業実施要綱
利用目的(全体)	病児・病後児保育事業を実施するため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
☒	①	外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連> 公募型プロポーザルにより受託者候補者を選定
☒	②	外部結合の方法<第4号>	インターネット回線	その他の場合の詳細<第4号関連>
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
確認事項			確認事項への具体的対応・代替措置等	
無	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>		根拠をプルダウンから選択⇒ 根拠 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 具体的内容
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>		
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>		
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>		
無	⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>		
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>		
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>		
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>		

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名		障害者相談支援事業に関する業務		
主管部課名		保健福祉部障害者施策課		
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
○	外部委託	変更	令和7年9月1日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
○	電算入力	新規	令和7年9月1日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	区では、介護者が急な病気などで不在になった際、一人で過ごすことが難しい障害者を対象に、当面5日間の過ごし方や緊急連絡先などをあらかじめ確認し備えておく「緊急時対応計画」の作成を進めている。 現在は、障害当事者又はその家族の希望により作成しているが、潜在的な要支援者把握という地域生活支援拠点※の機能としての観点からも、今後は区が要支援者（緊急時に支援が必要と見込まれる方）をリスト化し、緊急時でも障害者が地域で安心して暮らし続けることができるようにする必要がある。 そこで、緊急時対応計画書の作成が望ましい方を要支援者情報としてリスト化し、データ上で管理することとする。なお、リスト化した要支援者情報は障害者地域相談支援センターにも提供し、施設利用者に緊急時対応計画の周知を行い、計画書の作成を働きかける。 ※地域生活支援拠点とは 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくりなど）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することとしている。整備の手法として、杉並区では令和3年4月に地域生活支援拠点を面的整備型として整備した。 【外部委託】 ・リスト化した要支援者情報を委託事業者に提供するにあたり、「要介護認定区分」、「緊急時対応計画作成の有無」、「台帳管理番号」を追加する。 ・委託先との授受の方法に、その他（電子メール）を追加する。 【電算入力】 新システムを新たに設置し、「氏名」等15項目を記録する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果		令和 年 月 日		
		報告了承		
		以下のとおり		
		()		
備考				

外部委託の記録1

業務の名称	障害者相談支援事業		に関する業務
部課名	保健福祉部障害者施策課、障害者施設支援課		
委託先の区分	民間事業者		
委託の期間	☐ 単年度 ☒ 継続		
委託の内容	福祉サービスに関わらず、生活一般に係る相談を受け、必要な支援の実現に向けて事業の紹介を行う。併せて、障害者自身の自立を支援する事業等を実施する。		
再委託の内容・理由			
委託の条件	☒ 個人情報に関する秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告	
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等	
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守	
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☒ 文書 ☐ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☒ その他: <u>電子メール</u> 外部結合による授受		

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	性別
5	家族構成
6	電話番号
7	障害の状況
8	収入等の状況
9	福祉サービスの受給状況
10	支援の内容
11	相談の内容
12	職業・勤務先
13	学校名・学年
14	要介護認定区分
15	緊急時対応計画作成の有無
16	台帳管理番号
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	障害者相談支援事業に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施策課
業務の根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
利用目的(全体)	障害者又はその家族へのサービスの調整及び支援計画作成、相談対応

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	緊急時対応計画の周知・作成
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	要介護認定区分	○				☑	リスト対象者(一部)への事業周知・緊急時対応計画作成を実施するため
2	緊急時対応計画作成の有無	○				☑	リスト対象者(一部)への事業周知・緊急時対応計画作成を実施するため
3	台帳管理番号	○				☑	リスト対象者(一部)への事業周知・緊急時対応計画作成を実施するため
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	障害者相談支援事業に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施策課
業務の根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
利用目的(全体)	障害者又はその家族へのサービスの調整及び支援計画作成、相談対応

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)<第3号イ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	書面での確認を基本とし、必要があると認める場合に立ち入り調査を実施する。
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑯の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>	再委託は行わない。
無 ⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報はすべて委託する業務に必要なものであるため、当該措置は実施しない。
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	該当ファイルにパスワードを設定し送付する。

電子計算組織への記録

電子計算組織 の名称	障害者緊急時要支援者システム		
利用業務	No	業務名	部課名
	1	障害者相談支援事業	保健福祉部障害者施策課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	性別
3	生年月日
4	住所
5	電話番号
6	福祉サービスの利用状況
7	支援者情報
8	手帳情報
9	障害区分
10	障害の状況
11	家族構成
12	同居の有無
13	要介護認定区分
14	緊急時対応計画作成の有無
15	台帳管理番号
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	障害者相談支援事業に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施策課
業務の根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
利用目的(全体)	障害者又はその家族へのサービスの調整及び支援計画作成、相談対応

システム名	障害者緊急時要支援者システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	要支援者(緊急時に支援が必要と見込まれる方)の事前把握・管理

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>
		☒ 電子計算組織への記録が必要な理由			☒ 電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☒ 緊急時に支援が必要と見込まれる障害者の管理を行うため	11	家族構成	☒ 緊急時に支援が必要と見込まれる障害者の管理を行うため
2	性別	☒ 緊急時に支援が必要と見込まれる障害者の管理を行うため	12	同居の有無	☒ 緊急時に支援が必要と見込まれる障害者の管理を行うため
3	生年月日	☒ 緊急時に支援が必要と見込まれる障害者の管理を行うため	13	要介護認定区分	☒ 緊急時に支援が必要と見込まれる障害者の管理を行うため
4	住所	☒ 緊急時に支援が必要と見込まれる障害者の管理を行うため	14	緊急時対応計画作成の有無	☒ 緊急時に支援が必要と見込まれる障害者の管理を行うため
5	電話番号	☒ 緊急時に支援が必要と見込まれる障害者の管理を行うため	15	台帳管理番号	☒ 緊急時に支援が必要と見込まれる障害者の管理を行うため
6	福祉サービスの利用状況	☒ 緊急時に支援が必要と見込まれる障害者の管理を行うため	16		☐
7	支援者情報	☒ 緊急時に支援が必要と見込まれる障害者の管理を行うため	17		☐
8	手帳情報	☒ 緊急時に支援が必要と見込まれる障害者の管理を行うため	18		☐
9	障害区分	☒ 緊急時に支援が必要と見込まれる障害者の管理を行うため	19		☐
10	障害の状況	☒ 緊急時に支援が必要と見込まれる障害者の管理を行うため	20		☐

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	障害者相談支援事業に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施策課
業務の根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
利用目的(全体)	障害者又はその家族へのサービスの調整及び支援計画作成、相談対応

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)														
・保有個人情報等を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>														
☒	①	対象者数 <第2号ア>	820	人	☒	②	操作員数 <第2号イ>	3	人	☒	③	操作員種別 <第2号ウ>	区職員	操作員の詳細 <第2号ウ関連>
☒	④	データ処理件数 <第2号エ>	820	件	☒	⑤	操作端末種別 <第2号オ>	内部情報系端末 (switchPC)	(その他の場合) 操作端末の詳細 <第2号オ関連>					
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>														
確認事項								確認事項への具体的対応・代替措置等						
☒	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など						☒	バックアップ	自動で日次バックアップを行う				
								☒	データの暗号化	データは全て暗号化されている。				
								☒	ログの取得管理	ログ取得ソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を行っている。				
								☒	パスワード認証	区職員PCのログインに当たっては、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。				
								無	ICカード認証					
								無	生体認証					
								☒	データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。				
								☒	ウイルス対策ソフトの導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。				
								☒	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。				
								☒	(その他)					
☒	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>						アクセス制限を障害者施策課基幹相談支援係のみに制限する						
☒	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>						システムに記録する保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報記録された媒体の外部への送付は行わない。また、定期的なサーバログ収集と解析を行い、どの端末からシステムにアクセスがあったかを調査し、特定できるようになっている。						

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	障害者施設に対する助成に関する業務			
主管部課名	保健福祉部障害者施設支援課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
○	電算入力	新規	令和7年7月 日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	人材不足が特に深刻化している訪問系の障害福祉サービス事業所の人材確保を図るため、事業者が未経験者等を雇用し、業務として資格を取得する際の費用又は指導者とともに業務にあたる際の人件費などを助成する制度を創設する。 1 対象事業所 居宅介護、重度訪問介護の訪問系サービス事業所※開設後1年以上経過しているもの 2 対象者 上記事業所への就労を希望し、有期雇用契約を締結した者 3 支援内容 (1) 対象者の人件費 有期雇用契約期間中の指導ヘルパー監督の下での対応可能な業務、研修受講等の業務にかかる経費を、1名あたり1,700円/時間、720時間を上限に対象事業者に助成。 (2) 対象者の法定福利費(事業者負担分相当)※対象者の人件費の15%を上限 (3) 人材確保支援 資格取得にかかる経費 1名あたり83,000円を上限 4 必要書類 ①雇用契約書の写し(時間単価、社会保険等加入の有無、業務内容、雇用期間等がわかるもの)、②勤務予定表、③研修の内容及び研修に要する経費を記載した書類等 5 個人情報取得の方法 必要書類の取得を含め事業者経由で申請を受け付ける。 【電算入力】 補助金の交付に当たり、効率的で正確な事務処理を行うため、「氏名」等4項目を電算にて管理する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

電子計算組織への記録

電子計算組織 の名称	訪問系障害福祉サービス事業所人材確保対策支援事業管理システム		
利用業務	No	業務名	部課名
	1	障害者施設に対する助成	保健福祉部障害者施設支援課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	勤務状況
3	資格の状況
4	事業所情報
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	障害者施設に対する助成に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施設支援課
業務の根拠法令等	訪問系障害福祉サービス事業所人材確保対策支援事業に関する要綱(仮)
利用目的(全体)	障害者施設への補助金等の支出及び補助金等積算根拠の資料とするため

システム名	訪問系障害福祉サービス事業所人材確保対策支援事業管理システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	訪問系障害福祉サービス事業所人材確保対策支援事業の実績等を管理するため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>
		☒ 電子計算組織への記録が必要な理由			☒ 電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため	11		☐
2	勤務状況	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため	12		☐
3	資格の状況	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため	13		☐
4	事業所情報	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため	14		☐
5		☐	15		☐
6		☐	16		☐
7		☐	17		☐
8		☐	18		☐
9		☐	19		☐
10		☐	20		☐

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	障害者施設に対する助成に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施設支援課
業務の根拠法令等	訪問系障害福祉サービス事業所人材確保対策支援事業に関する要綱(仮)
利用目的(全体)	障害者施設への補助金等の支出及び補助金等積算根拠の資料とするため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)														
・保有個人情報等を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>														
☒	①	対象者数 <第2号ア>	50	人	☒	②	操作員数 <第2号イ>	4	人	☒	③	操作員種別 <第2号ウ>	区職員	操作員の詳細 <第2号ウ関連>
☒	④	データ処理件数 <第2号エ>	50	件	☒	⑤	操作端末種別 <第2号オ>	内部情報系端末 (switchPC)	(その他の場合) 操作端末の詳細 <第2号オ関連>					
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>														
確認事項								確認事項への具体的対応・代替措置等						
☒	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など						☒	バックアップ	自動で日次バックアップを行う				
								☒	データの暗号化	データは全て暗号化されている。				
								☒	ログの取得管理	ログ取得ソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を行っている。				
								☒	パスワード認証	区職員PCのログインに当たっては、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。				
								無	ICカード認証					
								無	生体認証					
								☒	データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。				
								☒	ウイルス対策ソフトの導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。				
								☒	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。				
								無	(その他)					
☒	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>						事業を担当する係の職員のみがアクセスする運用とする。						
☒	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>						外部持ち出しは行わない。						

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	防災・防犯用品カタログギフト等配付に関する業務			
主管部課名	危機管理室防災課、危機管理対策課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	変更	令和7年6月4日	
○	外部委託	変更	令和7年6月4日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
	電算入力		令和 年 月 日	
○	外部結合	新規	令和7年6月4日	
案件の概要	防災・防犯用品カタログギフト等配付事業の実施に当たっては、個人情報の取扱いに係る自己点検を行い、令和6年度第8回デジタル・セキュリティ部会に報告し、承認を得た。 事業の開始が近づく中で業務フローの詳細を委託事業者と調整したところ、個人情報の取扱いについて変更点が発生したため、該当箇所について改めて自己点検を実施する。 【個人情報の保有等】 住所異動があった者を確認するため、「住所異動状況」を新たに保有する。 【外部委託】 ・カタログギフトの配送に係るカタログ作成業務について、再委託を行う。 ・委託先に取り扱わせる情報に「住所異動状況」を追加する。 ・委託事業者との個人情報の授受の方法に外部結合、電子メールを追加する。 【外部結合】 委託事業者への個人情報の提供に当たり、ファイル転送サービスを利用する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

個人情報の保有の記録

業務の名称	防災・防犯用品カタログギフト等配付		に関する業務
部課名	危機管理室防災課、危機管理対策課		
個人情報の利用目的	防災・防犯用品カタログギフト等を区内全世帯へ配付するため		
対象となる個人の範囲	区民		
個人情報の取得方法	☒ 本人から取得 ☒ 本人以外から取得		
	本人以外から取得の根拠又は理由	区民の災害時の備え及び防犯対策を支援するため	
個人情報の記録の方法	☐ 文書(紙) ☐ 共有フォルダ ☐ 電子計算組織 ☒ その他: 磁気媒体		
電子計算組織の名称 (記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		

	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
個人情報の記録の内容	氏名 住所 電話番号 メールアドレス 住所異動状況			申込状況 配送情報 問合せ内容	

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	防災・防犯用品カタログギフト等配付に関する業務
主管部課名	危機管理室防災課、危機管理対策課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	防災・防犯用品カタログギフト等を区内全世帯へ配付するため

対象となる個人の範囲 (第1号)	区民
---------------------	----

No	保有する 個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉	・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉	・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉	・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉
		☒ 利用目的	☒ 変更前の利用目的との相当の関連性	☒ 利用目的を明示する方法等	☒ 根拠法令又は相当の理由
1	住所異動状況	☒ 防災・防犯用品カタログギフト等を配付するため。	☐	☐	☒ 防災・防犯用品カタログギフト等を配付するため。
2		☐	☐	☐	☐
3		☐	☐	☐	☐
4		☐	☐	☐	☐
5		☐	☐	☐	☐
6		☐	☐	☐	☐
7		☐	☐	☐	☐
8		☐	☐	☐	☐
9		☐	☐	☐	☐
10		☐	☐	☐	☐

外部委託の記録1

業務の名称	防災・防犯用品カタログギフト等配付		に関する業務
部課名	危機管理室防災課、危機管理対策課		
委託先の区分	民間事業者(カタログギフト事業者)		
委託の期間	☒ 単年度 ☐ 継続		
委託の内容	・防災・防犯用品カタログギフトの作成、配送 ・防災・防犯用品の手配、配送 ・コールセンターの設置、対応 ・相談窓口の設置、対応		
再委託の内容・理由	・カタログギフトの配送に係るカタログ作成業務 ・<u>カタログの宛名印刷業務(部会の意見を受けて修正)</u>		
委託の条件	☒ 個人情報に関する秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告	
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等	
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守	
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☒ 外部結合 ☒ その他:電子メール 外部結合による授受 外部結合の記録 1 のとおり		

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	電話番号
4	メールアドレス
5	申込状況
6	配送情報
7	問合せ内容
8	住所異動状況
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	防災・防犯用品カタログギフト等配付に関する業務
主管部課名	危機管理室防災課、危機管理対策課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	防災・防犯用品カタログギフト等を区内全世帯へ配付するため

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	防災・防犯用品カタログギフトの作成、配送
	イ	防災・防犯用品の手配
	ウ	コールセンターの設置・対応
	エ	相談窓口の設置、対応
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)	カタログギフトの配送に係るカタログ作成業務 カタログの宛名印刷業務(部会の意見を受けて修正)	

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
		ア	イ	ウ	エ	☑	・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉
1	住所異動状況	○				☑	防災・防犯用品カタログギフト等を配付するため。
2						□	
3						□	
4						□	
5						□	
6						□	
7						□	
8						□	
9						□	
10						□	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	防災・防犯用品カタログギフト等配付に関する業務
主管部課名	危機管理室防災課、危機管理対策課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	防災・防犯用品カタログギフト等を区内全世帯へ配付するため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
無	①	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
無	② 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	
無	③ 【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)<第3号イ>	
無	④ 【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
無	⑤ 個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	
無	⑥ 個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	
無	⑦ 個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	
無	⑧ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	
無	⑨ 委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	
無	⑩ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	
無	⑪ 【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	
無	⑫ 【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	
無	⑬ 関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ>	
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
無	⑭ 委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	
無	⑮ 委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	
☑	⑯ 【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑯の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>	委託先を通じて、管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、記載した書類を提出させ確認を行う。
無	⑰ 【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑	⑱ 委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘密性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。
☑	⑲ 委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	ウイルスチェック機能、不正アクセス検知、遮断機能等を備えたファイル転送サービスにより授受を行う。

外部結合の記録1

業務の名称	防災・防犯用品カタログギフト等配付	に関する業務
部課名	危機管理室防災課、危機管理対策課	
外部結合の相手方	民間事業者(ファイル転送サービス事業者) ※電気通信回線の接続先	
外部結合の方法	☐ LGWAN回線 ☒ インターネット回線 ☐ 専用回線: ☐ その他:	
外部結合を行う理由	ファイル転送サービスを利用するため	
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	民間事業者(カタログギフト事業者)	
関連帳票	外部委託の記録 1	

項番	外部結合による提供をした個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	住所等異動状況
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による取得をした個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	防災・防犯用品カタログギフト等配付に関する業務
主管部課名	危機管理室防災課、危機管理対策課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	防災・防犯用品カタログギフト等を区内全世帯へ配付するため

システム名	セキュリティファイル転送サービス
外部結合を行う業務の内容	カタログギフト送付先情報の提供

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
1	氏名		☒	セキュリティを確保したファイル転送サービスにより委託先に送付先情報を提供するため
2	住所		☒	セキュリティを確保したファイル転送サービスにより委託先に送付先情報を提供するため
3	住所異動状況		☒	セキュリティを確保したファイル転送サービスにより委託先に送付先情報を提供するため
4			☐	
5			☐	
6			☐	
7			☐	
8			☐	
9			☐	
10			☐	

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	防災・防犯用品カタログギフト等配付に関する業務
主管部課名	危機管理室防災課、危機管理対策課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	防災・防犯用品カタログギフト等を区内全世帯へ配付するため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
☒	①	外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連> ファイル転送サービス事業者
☒	②	外部結合の方法<第4号>	インターネット回線	その他の場合の詳細<第4号関連>
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
☒	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等	
☒	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>	根拠	根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部結合による提供】 保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。
			具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 カタログギフト等の配付に当たり、送付先情報を配付事業委託先に提供するため
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であつて、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>		
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>		
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>		
☒	⑦	個人情報を提供するに当たり 、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。	
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>		
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>		
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>		